

創立 昭和三年十一月十日

目的 小作料の根本的改定を行ひ収穫量の査定、小作契約の改善、地主小作間の協調、農業及農家經濟の研究
調査、農業の改良

構成地域 丹羽郡大口村大字河北ニッ屋

構成人員 地主 四人 小作 二十一人 自作 三人
決定機關 委員 九名

地主 三 小作 四 自作 二 の割合 委員長(地主)

事業概要

- 一、小作料の改定は昭和四年三月十一日協定し、直ちに實地調査に着手、五月十二日調査完了
- 二、小作契約の改善は昭和四年五月十二日契約を改定し、地小作間の権利義務を明かにし、凶作歩引等の規定を設け其他双方の安定を圖れり。
- 三、農家記帳を奨励し、農事の研究調査を行ひ、部落内の各種農業團体の根本機關となれり

第八章 教育

第一節 學校

第一項 概說

一、學制頒布以前の教育

學制頒布以前の本村教育は寺小屋風の私塾によつてなされたものであるけれども、文献の徵すべきものがないので遺憾ながら明瞭にすることは出來ない。古老的の言を綜合すると大体次の様である。

塾	主	位	置	備	考
佐竹 淳右門	秋田 宗雲			農を主とせしが身体不自由なりしが	
鈴木 甚三郎	秋田 長櫻			庄屋をつとむ	

社本新兵衛	豊田東御供所		
曾 隣	豊田矢崎野	桂林寺住職	
江口早右工門	豊田御供所		
丹羽三九郎	大屋敷新田		
前田繁右工門	大屋敷大御堂		
大塚重兵衛			
山田兵馬	上 小 口		
倉知土佐守	中 小 口		
水野丹左工門	河 北		
酒井惟一	下 小 口		
宮地高次	下 小 口		
仙田清六	河 北		
舟橋波	外 坪	文久年間より始め明治五年まで繼續	
伊藤甚右工門	余 野		
倉地忠之	余 野		
吉田平三郎	余 野		

真言宗の僧	竹 田	維新後間もなくやまる
伊藤松兵衛	余 野	

入學の時及其の模様 生徒の入學年齢には一定のきまりなく、各自の隨意であつたが、主に七・八才になると二月の初午の日に入學した。入學するご母の里から入學祝として短冊形の机と文庫とを貰つたものである。

教科目の内容及教授の模様 教育の方法は師匠によつて多少の相違はあつたが、習字は大抵いろは四十八文字、苗字づくし、村づくし、國づくし、千字文、消息文往來、商賣往來、又は師匠の書いた手本によつて練習せしめ、讀書は経書の類を受け、珠算も一通りは授けた。授業も出席した者から行ひ、午後は遠方の者から歸宅させるといふのが普通であつた。休日は五節句と盆正月の外にはなく師匠に差支ある時は、高第が代理すると云ふ風であつた。

卒業及修業年限 修業年限もなく随つて卒業といふ規則的の事もなく、全く生徒或は父兄の自由で、二年三年と通つて教を受ける者もあつた。

師匠に対する謝禮 入學する時には親が子供を伴つて赤飯、菓子等を持つて行つた。菓子は友達に分配した。毎年益と正月には御禮として金一朱（六錢二厘五毛）から二朱位を紙に包み水引をかけて持つて行くのが普通であつた。多くの生徒はこの外に五節句に赤飯、餅等に一朱位をつけてお禮をした。師匠の方では紙筆等を「おうつり」として生徒に與へた。その他お初穂といつて野菜類を時折師匠の許に送つたものである。

賞罰に對する模様 精勤成績佳良の場合は正月に繪本位を與へた。罰には時期留めとて他生の歸宅後居残らしめた。

二、學制々定後の教育

明治元年朝廷は昌平校を廢して大學となし、其の別當をして分政を司らしめ、小學校は地方を督して創設せしめる方針であつた。明治二年二月發布せる「府縣施政順序」中に「小學校を設くる事」の一條を擧げた。尙その文中に「専ら書學、素讀、算術を習はしめ、願書、書翰、記牒、算勘等その用を闊がざらしむべし。又時時講談をもつて、國体、時勢を辨へ、忠孝の道を知らしむべきやう教諭し、風俗を教くするを要す。最も才氣衆に秀で學業進達の者は其の志す所を遂げしむべし」である。ついで全三年二月中小學規則を定め、小學は八才にて入學せしめ、句讀、習字、算術、地理等の普通學を修めしめた。然るに此の法令は實施するに適せず、其の効果を擧ぐる事が不可能であつた。

明治四年昌平校の後身たる大學を廢して文部省が設立せらるゝや、文部省は學制の草案を具して、太政官に伺書を提出した。太政官は明治五年六月左の如き指令を文部省に下し教育行政の方針を示した。

- 一、厚く力を小學校に用ふる事
- 一、速に師範學校を起すべき事
- 一、一般の女子に男子と等しく教育を蒙らしむべき事

一、各大學區中漸次中學を設くべき事

- 一、生徒階級を履むに極めて嚴ならしむべき事
- 一、生徒成業の器ある者は努めて其の大成を期せしむべき事
- 一、商法學校二三ヶ所を起すべき事
- 一、凡て諸學校を設くるに新築營繕の如きは、努めて完全なるを期する事
- 一、反譯の事を急にする事

右の指令があつてより後二ヶ月、即ち明治五年八月に彼の有名な學制が、時の文部卿大木喬住の手によつて頒布せられ、翌九月文部省は之が實施の方法を委細に規定した小學校教則を頒布した。茲に於て各地に義校を設け、小學校を開いて向學の進路を開くことになつた。然してこの學制を頒布せらるゝに方り特に勅諭を下し賜ひ其の趣旨を御諭しなり、太政官よりも布告する所があつた。

被 仰 出 書

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして、以て其生を遂るゆゑんのものは他なし、身を修め、智を開き、才藝を長するによるなり。而して其身を修め、智を開き、才藝を長するは、學にあらされは能はず、是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行、言語、書算を初め、士官、農商、百工、技藝及び法律、政治、天文、醫療等に至る迄、凡人

の營むところの事實あらざるなし、人能く其の才のあるところに應し、勉勵して之に從事し、しかして後初めて生を治め、產を興し業を昌にするを得へし、されば學問は身を立てるの財本ともいふべきものにて、人たるもの誰か學はすして可ならんや、其の道路に迷ひ飢餓に陥り、家を破り身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過ちを生するなり、從來學校の設ありてより、年を歴ること久しうといへとも、或は其の道を得ざるよりして、人其方向を誤り學問は士人以上の事とし、農工商及婦女に至つては之を度外におき、學問の何たるを辨せず、又士人以上の稀に學ふものも、勤もすれば國家の爲めにすと唱へ、身を立てるの基たることを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り空理虛談の途に陥り其論高尙に似たりといへとも、之を身に行ひ事に施すこと能さるもの少からず、是れすなはち沿襲の習弊にして、文明普ねからず、才藝の長せずして、貧乏、破産、喪家の徒多きゆゑんなり。是故に人たるものは學はすんはあるへからず之を學ふに宜しく其旨を誤るへからず、之に依て今般文部省に於て學制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶへきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此意を体認し、其の愛育の情を厚くし、其の子弟をして必ず學に從事せしめさるへからざるものなり高上の學に至つては其の人の才能に任すといへとも、幼童の子弟は男女の別なく、小學に從事せしめさるものは其の父兄の落度たるべき事

但從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲めにすと唱ふるを以て、學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し、之を給するに非されば學さる事と思ひ、一生自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚たしきものなり、自今以後を許下施行事

明治五年壬申七月 太政官

學制によつて全國を七大學區に分ち、各區に大學一所をおき、一大學區を三十二の中學區に分ち、各區に中學校一所を置き、一中學區を二百十の小學區とし、各區に小學校一所を置くことになつた。全國にて小學校五萬三千七百六十所、人口約六百を以て一小學校を設くる目的であつた。又一大學區に督學局一ヶ所を設けて學校を監督し、一中學區に學區取締十名乃至十三名を置き、一名に二十或は三十小學區を分擔せしめ、地方廳に學務專任の吏員をおいて部内の學事を司らしめた。愛知縣は第二大學區に屬し本縣の外、度會縣、濱松縣、岐阜縣、三重縣、靜岡縣、石川縣、筑摩縣、敦賀縣之に加はり、本縣を以て大學本部とされた。

かくて明治六年五月本縣管内を十中學區ごし、一中學區内に配當されたる二百十の小學校の中、約半數を急設するの計畫を立てた。本郡は第三中學區に屬し、六十八校の配當を受けそれぐ設立を願ひ出た。これを義校とよんで競つて高尚な名を附けたものである。

校名	位位置	設立年	通學區域
肝銘學校	大屋敷(長松寺)	明治八年	外坪・大屋敷

	午前 第九時 復讀 一週四時	午前 第十時 讀物 一週四時	午前 第十一時 書取 一週二時	午後 第一時 算術 一週四時	午後 第二時 習字 一週四時
五十音圖、獨音圖、單語圖、連語圖及小學校讀本卷一二圖ヲ授ク	五十音圖及單語ノ文字 ヲ假名ニテ綴ラシム	數字圖ヲ以テ一ヨリ百マデノ讀方、書方 位取り並ニ物ノ數方 兼テ加算九々ナ暗誦	石盤ニテ假名ノ字形ヲ 教へ次ニ習字本ニテ之ヲ授ケ兼テ筆ノ持チ方 テ教フ		
性質及用法等ヲ問答ス	問答 一週二時	セシム			

下等八級 年齢 六才

才より十四才迄の者を届出でしめ入學を督勵することにした。

七年一月本縣より發布された小學校學課等級及授業時間は次の様である。

愛知縣小學校教科書等級表

日課時限必ズ表ニヨルト雖モ暑中ノ如キハ各校ノ適宜ニ任ズ。毎日十二時放課諸科溫習運動等勝手タルベシ。体操九時、一時ノ外毎時五分マヂトス。每級輪講及諸記ノ課ハ其ノ級ニ於テ學ビタル書籍ヲ用フ依テ別ニ書名ヲ掲グズ。

當村の小學校は上等下等に分け各四ヶ年を定期とし、各等を八級に分けて半年毎に進級する制度であつた。兒童は六

全九年五月に至り本縣は管内小學校の名稱の區々に涉るを停め、地名に象つて附ける事にした。當時本村内の小學校

樂義學校	豐田	(御供所)	明治五年	豐田・秋田ノ一部(傳右工門新田以外)
顯誠學校	下野	(覺王寺)	明治五年	河北・下野
博文舍	小口	(妙德寺)	明治五年	小口
余野學校	余野	(德林寺)	明治五年	余野

下等七級 年齡 六才半

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀一週四時	讀物一週四時	書取一週二時	算術一週四時	習字一週四時
小學讀本卷五及日本地誌要卷二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	小學讀本卷四及日本地誌略卷一ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	小學讀本中ノ句ヲ書取ラシム	加法ヲ授ク、最初ハ形態、線、度、圖及地理ノ初步、地球等ヲ問答ス	習字帖楷書、萬葉假名、五十韻、數字、干支七曜、度量衡、名字盡等ヲ授ク
前級ノ如シ	前級ノ如シ	問答	暗算ヲ主トス、以下之ニ倣フ	
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀一週四時	讀物一週四時	書取一週二時	算術一週四時	習字一週四時
小學讀本卷三及地理ノ初步ヲ授ケ兼テ地球儀ヲ示ス	小學讀本中ノ句ヲ書取ラシム	加法ヲ授ク、最初ハ形態、線、度、圖及地理ノ初步、地球等ヲ問答ス	小學算術書ヲ用ヒテ暗算ヲ主トス、以下之ニ倣フ	習字帖楷書、萬葉假名、五十韻、數字、干支七曜、度量衡、名字盡等ヲ授ク
前級ノ如シ	前級ノ如シ	問答	小學算術書ヲ用ヒテ暗算ヲ主トス、以下之ニ倣フ	
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時

下等五級 年齡 七才半

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀一週四時	讀物一週四時	作文一週二時	算術一週四時	習字一週四時
小學讀本卷四及日本地誌略卷一ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	單語中ノ一・二字ヲ題ニ與ヘテ一同ニ綴ラシメ或ハ一同ノ題ヲ與ヘテ二・三問ヲ綴ラシム	減法ヲ授ク 前級ノ如シ	同楷書 ク	
前級ノ如シ	前級ノ如シ	問答	小學算術書ヲ用ヒテ暗算ヲ主トス、以下之ニ倣フ	
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時

下等四年齡八才

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復習一週四時	讀物一週四時	作文一週二時	算術一週四時	習字一週四時
小學讀本卷五及日本地誌要卷二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	前級ノ如シ	乘法ヲ授ク 前級ノ如シ	同楷書 ク	
前級ノ如シ	前級ノ如シ	問答	小學算術書ヲ用ヒテ暗算ヲ主トス、以下之ニ倣フ	
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時

下等三級 年齡 八才半

午前第九時	午前第十時	午後第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀 一週四時	讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時
日本史略卷一及萬國地誌略卷一ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	日本史略及日本地誌略	問答 一週二時	除法ヲ授ク	同行書、官省、察使、府縣名、締約國盡、三大洲、五大洋等ヲ授ク
前級ノ如シ	前級ノ如シ	前級ニ同シ	前級ニ同シ	前級ニ同シ
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀 一週四時	讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時
日本史略卷二及萬國地誌略卷二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	日本史略萬國地誌略及地圖ヲ問答ス	問答 一週二時	同草書、日用書簡文	同草書、日用書簡文
前級ノ如シ	容易ナル書簡文ヲ綴フシム	前級ニ同ジ	前級ニ授ク	前級ニ授ク
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀 一週四時	讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時
日本史略卷三、萬國地誌略卷三、萬國地誌	前級ノ如シ	前級ニ同ジ	同草書、日用書簡文	同草書、日用書簡文
所ノモノヲアグテ復習セシム	ク	日本史略、萬國地誌	授ク	授ク

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀 一週四時	讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時
日本史略卷二及萬國地誌略卷二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	日本史略及日本地誌略	問答 一週二時	同草書、日用書簡文	同草書、日用書簡文
前級ノ如シ	容易ナル書簡文ヲ綴フシム	前級ニ同ジ	前級ニ授ク	前級ニ授ク
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀 一週四時	讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時
日本史略卷三、萬國地誌略卷三、萬國地誌	前級ノ如シ	前級ニ同ジ	同草書、日用書簡文	同草書、日用書簡文
所ノモノヲアグテ復習セシム	ク	日本史略、萬國地誌	授ク	授ク

下等一級 年齡 九才半

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
復讀 一週四時	讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時
日本史略卷一及萬國地誌	手紙ノ文ヲ綴ラシム	前級ノ如シ	同草書、日用書簡文	同草書、日用書簡文
理書卷一・二ヲ授ク	分數ヲ授ク	前級ニ同ジ	授ク	授ク
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時	
文法書卷一及日本地	手紙ノ文ヲ綴ラシム	日本史略、萬國地誌	同草書、日用書簡文	
理書卷一・二ヲ授ク	分數ヲ授ク	前級ニ同ジ	授ク	

上等八級 年齡 十才

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
讀物 一週四時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時	
文法書卷一及日本地	手紙ノ文ヲ綴ラシム	日本史略、萬國地誌	同草書、日用書簡文	
理書卷一・二ヲ授ク	分數ヲ授ク	前級ニ同ジ	授ク	
午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
讀物 一週二時	作文 一週二時	算術 一週四時	習字 一週四時	
文法書卷一及日本地	手紙ノ文ヲ綴ラシム	日本史略、萬國地誌	同草書、日用書簡文	
理書卷一・二ヲ授ク	分數ヲ授ク	前級ニ同ジ	授ク	

上等七級年齡十才半

午前第九時	讀物一週四時	讀物一週四時	讀物一週二時	讀物一週二時	午後第一時	午後第二時
日本地理書卷五及萬國地理書卷三・四ヲ授ク			輪讀一週二時	輪讀一週二時	正比例ヲ授ク	同細字楷書、御贊文、御宸翰、三條教憲、三枚高札、各國教法等ヲ授ク
			前級ノ如シ	連比例及合率比例ヲ授ク	同細字楷書、御贊文、御宸翰、三條教憲、三枚高札、各國教法等ヲ授ク	
			暗記一週二時	三民往來、諸譜券ヲ授ク、併テ細字草書		
				ナモ授ク		

上等五級年齡十一才半

午前第九時	讀物一週四時	午前第十時	讀物一週二時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
日本地理書卷五及萬國地理書卷三・四ヲ授ク		輪講一週二時	作文一週二時	算術一週四時	習字一週四時	
		前級ニ同シ	算術一週四時	習字一週四時	同細字草書、古今撰語、銘箴公用文ヲ授ク	
		按分遞折比例ヲ授ク	習字一週四時	同細字草書、古今撰語、銘箴公用文ヲ授ク		

上等五級年齡十二才

午前第九時	讀物一週四時	午前第十時	讀物一週二時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
修身談卷二及日本畧史卷一、二、三ヲ授ク		輪講一週二時	作文一週二時	算術一週四時	習字一週四時	
		前級ニ同シ	作文一週二時	習字一週四時	同細字草書、古今撰語、銘箴公用文ヲ授ク	
		利息算ヲ授ク	算術一週四時	同細字草書、古今撰語、銘箴公用文ヲ授ク		

草書、細字ヲ早寫セシム、但シ手本ヲ與ヘズ教師口述ス

上等三級 年齢 十二才半

午前 第九時 讀物 一週四時	午前 第十時 讀物 一週三時	午前 第十一時 作文 一週二時	午後 第一時 算術 一週四時	午後 第二時 野畫 一週四時
史卷一、二 修身談卷三、日本史 畧卷四、五、萬國略	輪講 一週二時 暗記 一週二時	幾何及級數ヲ授ク 線點正形ノ類ヲ畫力 シム		

午前 第九時 讀物 一週四時	午前 第十時 讀物 一週二時	午前 第十一時 作文 一週二時	午後 第一時 算術 一週四時	午後 第二時 野畫 一週四時
萬國略史卷三、四、 五、物理楷梯卷一、 二ヲ授ク	輪讀 一週二時 前級ノ如シ	累乘開法ノ大要ヲ授 ク	畫圖 一週四時 直線弧線及平面類ヲ 畫カシム	
	暗記 一週二時			

上等一級 年齢 十三才半

午前 第九時 讀物 一週四時	午前 第十時 讀物 一週二時	午前 第十一時 作文 一週四時	午後 第一時 算術 一週四時	午後 第二時 野畫 一週四時
物理楷梯卷三、化學 略說博物誌卷一、二 三、及國体論畧ヲ授 ク	輪讀 一週二時 暗記ヲ兼メ	前級ノ如シ 開立法及對數用法ヲ 授ク		

毎級ノ課程ハ各六ヶ月一週三十時即チ一日五時トス。毎級課業ヲ卒フル毎ニ試験狀ヲ與ヘテ進級セシメ、又小學教科ヲ卒フレバ、大試業ヲ經テ中學ニ入ル。

寺小屋が學校となり、複雜な教科が定められ、教授の方法も一大改良が加へられたので、第一に之を教ふべき教師の養成を必要とした。愛知縣では名古屋に養成學校を建て、上等科の教師を養成し、尙縣内數ヶ所に其の分校をおいて、下等科の教師養成講習を行つた。これらの講習を受けたものは、多くは寺小屋の師匠をしてゐた者であつた。全十一年教職にある者の學力補習・教授法の改良を計るために、教授改良係を縣から派遣して講習會を催し、免許狀にも有効年限を附して研鑽を怠らしめぬ様にした。

左に掲げるものはその頃を物語る證書並免許狀である。

上等三級 年齢 十二才半

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
讀物 一週四時	讀物 一週二時	作文 一週二時	算術 一週四時	書畫 一週四時
修身談卷三、日本史 畧卷四、五、萬國略 史卷一、二	輪講 一週一時	暗記 一週二時	幾何及級數ヲ授ク	線點正形ノ類ヲ畫力 シム

上等二級 年齢 十三才

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
讀物 一週四時	讀物 一週二時	作文 一週二時	算術 一週四時	書畫 一週四時
萬國略史卷三、四、 五、物理階梯卷一、 ニヲ授ク	輪讀 一週二時	前級ノ如シ	累乘開法ノ大要ヲ授 ク	直線弧線及平面類ヲ 畫カシム
		暗記 一週二時		

上等一級 年齢 十三才半

午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時
讀物 一週四時	讀物 一週二時	作文 一週四時	算術 一週四時	書畫 一週四時
物理階梯卷三、化學 略說博物誌卷一、二 三、及國体論著ヲ授 ク	輪讀 一週二時 暗記テ兼メ	前級ノ如シ 授ク	開立法及對數用法ヲ	

毎級ノ課程ハ各六ヶ月一週三十時即チ一日五時トズ。毎級課業ヲ卒フル毎ニ試験狀ヲ與ヘテ進級セシメ、又小學教科

ヲ卒フレバ、大試業ヲ經テ中學ニ入ル。

寺小屋が學校となり、複雜な教科が定められ、教授の方法も一大改良が加へられたので、第一に之を教ふべき教師の養成を必要とした。愛知縣では名古屋に養成學校を建て、上等科の教師を養成し、尙縣内數ヶ所に其の分校をおいて、下等科の教師養成講習を行つた。これらの講習をうけたものは、多くは寺小屋の師匠をしてゐた者であった。全十一年教職にある者の學力補習・教授法の改良を計るために、教授改良係を縣から派遣して講習會を催し、免許狀にも有効年限を附して研鑽を怠らしめぬ様にした。

左に掲げるものはその頃を物語る證書並免許狀である。

免許狀
愛知縣
二十一年二ヶ月
小學高等科教員タルコトヲ
免許ス
明治十七年三月三十一日
甲第一四四號
愛知縣
面表

一、此ノ免許狀ノ効ヲ有ス
ルハ記載ノ日ヨリ向フ三年
五年間タルヘシ
一、品行不正ト認定スル時
ハ本狀有効年間ト雖モ之ヲ沒收
スヘシ
面裏

第 號
改正小學校授業術
成業候事
明治十一年九月五日
愛知縣授業改正係
面

児童用教科書も明治末年に較べると非常に難解なもので、内容の割合に文字も六ヶしく、児童が理解に苦しんだものである。左に掲げるものはその教科書の一覽表である。

下等小學校教科用書一覽表

正体五十音圖（文部省八月改正）	草体五十音圖（文部省編纂）	濁音圖（文部省八月改正）
次清音圖（全上）	單語圖（全上）	連語圖（全上）
綿度綿体圖（全上）	色圖（全上）	博物圖（全上）
數字圖（全上）	算用數字圖（全上）	加算九々圖（全上）

免許狀
愛知縣
氏名
小學中等科教員タル
コトヲ免許ス
明治十五年十二月二十一日
乙第四百四十九號
愛知縣
面表

一、此ノ免許狀ノ効ヲ有スルハ
表面記載ノ日ヨリ向フ三年
間タルヘシ
一、品行不正ト認定スル時ハ本
狀有効年間ト雖モ之ヲ沒收
スヘシ
面裏

第二大學區內愛知縣
明治年月 小口學校
候事
面表

此ノ卒業證書ヲ得タ
ル者ハ小學校ノ教員
タルヘキコト
但道テ上等卒業ノ上へ此
證書ヲ引換フヘシ
面裏

乗算九々圖（全上）	羅馬數字圖（全上）	書牘（全上）
萬國暗射地圖（全上）	小學讀本（東京師範學校編纂八月改正）	地理初步（全上）
日本地誌略（全上）	日本史略（全上）	萬國地誌略（全上）
萬國史畧（全上）	愛知縣地理書（第五課編纂）	暗射日本地圖（淺野明道編纂）
人體圖（上田文齊編纂）	愛知縣地圖（第五課編纂）	綴辭書（近刻）
減算九々圖（生駒恭人編纂）	除算九々圖（鈴木知幾編纂）	萬國地誌略（全上）
習字帖（濱谷良平著）	西學書（近刻）	萬國地誌略（全上）

上等小學校教科書一覽表

兵用日本地理小誌（陸軍文庫）	日本畧誌（全上）	初學須知（文部省）
物理 楷梯（片山淳吉載版）	輿地誌畧（内田正雄）	支那國史畧（冠嶺沖修著）
修身論（文部省）	養生編（百科全書中）	外國史畧（西山兼文編）
幼學人身範理（松山棟庵）	小學化學書（文部省）	生產道案内（小幡篤次郎著）
經濟論（百科全書中）	文法書（近刻）	習字帖（濱谷良平著）
画學書（近刻）（愛知縣布達類聚）		

試験の方法も非常に厳しく、等級卒業、教科卒業試験及臨時試験、定期試験（春秋兩度）、大試験（上下各等の卒業試験）小試験（毎月末席次定試験）の四種であつたが、十五年六月改めて小試験（一ヶ月試験）中試験（六ヶ月試験）大試験（各級等試験）の三種とした。

進級試験の時には數名の児童を集め、縣或は郡から出張した係りが個人別に試験して即日及格等級を発表し、又各校から數名宛の選手を出して、學力競技會を開き、文部省から褒賞を與へる等その督勵法は至れり盡せりであつた。

學制は秩序整然規模廣大であつたが、歐米直輸入のものなりし爲め我國情に適せず、而も政府は實施を焦りし爲め却つて反感を買ふ結果となつた。ここに於て明治十二年九月太政官布告第四十號で「教育令」を出し學制を廢した。新令は所謂自由教育令で土地の状況によつて、余りに施設の自由を許した爲め、寺小屋時代の舊風に逆轉し、地方教育事業は却つて衰微を來したから、翌十三年十二月再び改正せられた。

全十四年五月には小學校教則綱領が發布せられて小學校の編制を初等、中等、高等となし、修業年限は初等、中等各三ヶ年高等は二ヶ年とし、更に之を前後二期に區割した。

此の趣旨に基いて本縣は十五年六月愛知縣小學教則を發布し、男女教則を同じくした。其教科用圖書及學科表は次の如くである。

初等科

		科		讀		修		科		讀		修	
		科		方		身		科		方		身	
		科		讀		修		科		讀		修	
修身	小學	修身	小學	通	大統	小學	明治孝節錄	日本立志編	小學讀本	通	筆算題叢	圖畫科	物理科
	一・二・三、三冊							一・二・三、三冊	一・三・四、三冊	一冊	十四年十月	甲・乙二十四冊	新撰日本畧史
											天保十四年十二月	四年四月	四年四月
											中井清徳著	笠間益三編纂	文部省
											龜井明和 東京芝區新堀町	中島精一 東京芝區三田町	片山淳吉編
											荒野文男 千葉縣佐倉町	荒野文男 荒野英文男著	萬國地誌楷梯
											坂本英房著	同十一年十二月	二冊
											宮本三平編	明治十二年六月	愛知縣地理誌
											田澤昌永編	十四年十二月	小學日本地誌畧
											山本正至編	同十年十二月	愛知縣地理誌
												同十三年三月	新撰日本畧史
													三冊
													明治九年四月
													片山淳吉編
													片山淳吉 東京下谷區中徳町

中等科

		卷冊		記號		出版年月日		著作者氏名		出版者氏名	
第六級	第六級	第六級	第六級	第六級	第六級	第六級	第六級	第六級	第六級	第六級	第六級
論行義抄	授用書	口授參考書	尾三善行錄	口授參考書	伊呂波圖	五十音圖	連語圖	濁音、次清音圖	伊呂波圖	五十音圖	五十音圖
明治十三年八月	明治十四年十二月	明治七年八月改正	明治十年三月	明治七年五月	直田彦太	直田彦太	同	同	同	同	同
鈴木重義編	栗田東平	文部省	田中義廉編輯	文部省	編輯	編輯	同	同	同	同	同
	鈴木吉兵衛	名古屋鐵砲町	田中古登	東京麻布新納町							

身 修		第		第		第		第		第	
前 期	一 年	前 期	二 年	前 期	三 年	前 期	四 年	前 期	五 年	前 期	六 年
每 週	六 時	前 期	一 年	後 期	二 年	前 期	三 年	後 期	四 年	前 期	五 年
授 ク	簡易ノ格言、事實等ニ就テ徳性ヲ涵養シ作法	前記ノ續	前記ノ續	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	第一級	第一級	第六級
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期

小 學 初 等 科

科	礦 物	小 學	一 冊	同	九 月	松 本 榮 之	譯	同
化 學 科	小 學 化 學	書	三 冊	同	七 年 十 月	市 川 盛 三 郎	譯	文 部 省
幾 何 學 科	幾 何 學 階 梯		三 册			田 岳 善 则	編	
生 理 科	浦 氏 小 學 生 理 書		四 册	明 治 十 二 年 三 月	古 渡 資 秀	譯	者	
經 濟 科	改 正 經 濟 説 略		二 册	明 治 九 年 八 月	永 峯 秀 樹	譯		
經 濟 科	家 政	要 旨	上 下	明 治 九 年 八 月	内 藤 伸 右	工 門		
					愛 知 縿 布 布 達 素 聚	山 羅 縿 甲 府 磐 木 町		

科	改 正 小 學 修 身 訓	波 号	二 册	明 治 十 四 年 四 月	西 村 茂 樹	錄	文 部 省 編 輯 局
科	日 本 立 志 編	四・五・六・三 册			千 河 岸 貞 一	著	
科	口 小 學 交 參 読	四 册			宋 朱	蒸	
科	十八 史 略	七 册	明 治 十 年 三 月	曾 先 三	編		
科	讀 方 科	十 八 史 略	四 册	明 治 十 年 三 月	山 本 正 永	編	藤 井 孫 兵 衛
科	算 術 科	口 小 學 交 參 読	四 册	明 治 十 年 三 月	田 澤 昌	編	京 都 上 京 大 文 字 町
科	圖 論 科	算 術 科	四 册	明 治 十 年 三 月	松 本 駒 次 郎	譯	石 川 治 兵 衛 東 京 日 本 橋 馬 喰 町
科	地 球 科	圖 論 科	四 册	明 治 十 年 三 月	松 本 駒 次 郎	譯	同
物 博	百 科 全 書 地 文 學	甲・乙 二 十 四 册	明 治 十 年 五 月	關 東 成 緒	譯	文 部 省	
物 博	博 物 小 學	二 册	十四 年 十 月	宮 本 三 平	編		
物 博	小 學	二 册	同	松 村 任 三	譯	同	

農 商 學	農 家 小 學	一 册	同	十二 年 十 月	田 中 正 輞	編 輯	岩 林 八 五 郎	名 吉 屋 高 岳 町
科	尋 常 小 學 農 家 教 蒙	前 編	二 册	同	十四 年 五 月	十 文 字 信 介 編	編 者	
科	小 學 商 業 書	一 册	同	十三 年 五 月	塚 原 哲 國	著		
科	簿 記 學 楷 條	二 册	同	十一 年 十 月	森 下 岩 南			
科					森 島 修 太 郎 合 著	同		

高 等 科

術 算		字 習		書 読		身 修			
最大等數、最小公倍數、 諸等法、公數	每週 行書交り	每週 六 時	每週 五 時	讀方 小學讀本卷四	每週 五 時	每週 三 時	每週 二 時	前四級學年 前期第六級	後期第五級
分 數	同 上	同 上	同 上	作文	同 上	同 上	同 上	前期ノ續	前期ノ續
諸 比 例	同 上	同 上	同 上	作文	同 上	同 上	同 上	第五級學年 第四級	第五級學年 第三級
諸 比 例	同 上	同 上	每週三時	作文	同 上	同 上	同 上	第二級學年 第一級	第二級學年 第一級
積、百分算 諸比例、容易求	同 上	楷書	同 上	作文	同 上	同 上	同 上	通語卷下	通語卷中
諸法雜題	同 上	同 同	同 上	作文	同 上	同 上	同 上	讀方	讀方

小 學 中 等 科

術 算		字 習		方		讀	
通計每週二十八時	操一遊戲	正体假名	草体假名	作文	讀方	讀方	讀方
		實物計法 算用數字	數學	通常ノ庶物ニ就テ其性 質等ヲ解セシメテ單語句 トシテ假名セシメテ單語句 ヲ綴ラシム	いろは五十音、獨音、 次清音、假名單語句	連語ノ圖	連語ノ圖
同	同 上	命位算類用法、 加算呼聲加法	變体假名	前期ノ文 交ヘテ單語單 テ綴ラシム	作文 期ノ續及新字 題トシテ假名交 リ文ヲ綴ラシム	讀方	讀方
同	同 上	加法、減法	行書	前期ノ續及之ヲ 作文 題ノ續及途狀	作文 期ノ續及途狀	讀方	讀方
同	同 上	減法、乘算呼	行書	請取書類、口上 書類ヲ作ラシム	作文 期ノ續及日用 書類ヲ作ラシム	讀方	讀方
同	同 上	聲、乘法	行書交り	前期ノ續及途狀	作文 期ノ續及途狀	讀方	讀方
同	同 上	減法、乘算呼	行書	請取書類、口上 書類ヲ作ラシム	作文 期ノ續及日用 書類ヲ作ラシム	讀方	讀方
同	徒手運動	聲、除法	同	前期ノ續	作文 期ノ續	讀方	讀方
同	同 上	乘法、除算呼	同	同	作文 期ノ續	讀方	讀方
同	同 上	諸算法、 諸法雜題	同	同	同	同	同

字習	書		讀		身修		第 七 學 年		第 八 學 年		全學科教授時間通計ノ百トシ各 學科教授時間通計ノ百トシ各									
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期										
楷書	每週三時	同上	作文	日用書類記事誌傳	每週二時	十八史畧	讀方	卷一、二	讀方	同卷二、三	讀方	卷四、五	讀方	同卷六、七	讀方	同卷六、七	一九、七五	一一、一二	一〇、三九	一三、五一

小學高等科

體操	操—徒手運動	同	通計	男每週二時 女一〇時	同上	同上	同上	同上	同上	器械運動	同
前期ノ續	每週三時	同上	前期ノ續	每週五時	同上	同上	同上	同上	同上	器械運動	同

縫裁	學商農	理物	博物	畫圖	史歷	理地														
運針法			博物掛圖動物之部	直線、曲線、單形	每週三時															
				同植物之部	同上															
	單衣ノ類			同金石之部	同上															
				正改物理階梯卷上	每週二時	每週三時	每週二時													
				農家小學	同上															
				農家商業ノ書	同上															
				農學啟蒙記學階編	梯上	梯下	梯上													

中等科第六級地理ノ用書之ナキ郡區ハ適宜ノ方法ニヨリテ授クベシ。裁縫ハ中等科第六級以上第三級迄ハ、作文、習字、圖画ノ毎週教授時間ヨリ各一時ヲトリ第二級以上ハ作文ノ毎時教授時間ヨリ一時間ト農商科ノ教授時間トヲ取りテ之ニ充ツ、高等科ニ於テハ習字毎週教授時間ヨリ二時、作文毎週教授時間ヨリ一時ヲ取リテ之ニ充ツ。家事經濟ハ經濟ノ毎週教授時間ヲ之ニ充ツ。体操ハ毎日教授時間外ニ凡ソ二十分ヲ課スヘシ。農商學ハ土地ノ狀況ニヨリ其一ヲ課スルモノトス。中等科讀方ノ用書中通語ハ史論ヲ省キ授クルモノトス。（愛知縣布達類聚）

幾何	經濟	裁縫	事家經濟	縫裁	經濟	裁縫	經濟	幾何
線、角面体、性質關係	改正經濟說畧	絹布ノ紡綿入類	經濟事家	同	每週三時	每週三時	每週三時	諸題角面ニ關スル
○、六一	○、六二	六、二三	六、二三	羽織帶袴類	每週三時	同上	同上	家事要旨
○、六三	○、六三	○、六三	○、六三	同上	同上	同上	同上	同上
一、八一	一、八二	一、八三	一、八四	一、八五	一、八六	一、八七	一、八八	一、八九

算術	地理	史歷	物理	博物	圖畫	農商學	化學	生物
開法	地文	生物	物理	植物	植物	植物	每週	每週
級數	大氣、地皮、生	等	物理	動物	及山水	植物	每週二時	三時
諸法雜題	地文	生物	博物	植物	同上	植物	同上	同上
一、八一	一、八二	一、八三	一、八四	一、八五	一、八六	一、八七	一、八八	一、八九
二、九一	二、九二	二、九三	二、九四	二、九五	二、九六	二、九七	二、九八	二、九九

体操科の呼唱を原語の儘で實演し世人を驚かしたのもこの頃の事である。

この改正は能く從來の弊風を一掃して、普通教育の普及及び實施を容易ならしむる上に、幾多の効果を表はしたが、十五年頃から我國の經濟状態が不況に陥りしたために、貧弱な町村には（小學教場）代用校舎を認めた。然し授業料の徵集によつて、經費を支辨することにした爲め就學歩合は余り良好ではなかつた。

明治十九年四月勅令を以て小學校令を公布され、小學校の編制を尋常、高等科各四ヶ年とし、土地の状況に依つては尋常科の代りに、修業年限三ヶ年の小學簡易科を設くる事を許した。栗柄、池野、小折等に簡易科のあつたのはこの時のことである。

我國の教育制度が外國の制に採つた學制によつて、全國劃一の制に端を發し、教育令によつて地方の事情に適合すべく試練を經茲に新制度を樹立すべき時期に達したので、この新勅令は維新後の教育制度史上に一新紀元を劃したものである。教師も各府縣師範學校で養成された新進の者を以て之に當てられ、教授法も生徒の學習方法も非常に面目を改めた。

當時本村内にあつた尋常小學校は次の通りである。但し當時余野の児童は柏森尋常小學校に通學してをつた。

學 校 名	位 置	通 學 區 域
小 口 寻 常 小 學 校	中 小 口 (小口神社境内)	小 口

富 成 寻 常 小 學 校	二 ツ 屋	河 北 外 坪
太 田 寻 常 小 學 校	豐 田、(八劍社隣地)	秋 田、豊 田、大 屋 敷

高等小學校は明治十八年に創立された。丹羽、葉栗郡公立涵養學校が小折村にあつてそこへ通つたものである。全廿三年十月には町村制施行の結果として小學校令も改正された。小學校も尋常小學校、高等小學校とし、學齡間中は尋常科の教科を卒へない者は就學せしめる義務あるものとした点等が異つてゐる。本令は現今小學校令條文の基礎をなしてゐるものである。

當時の教科目、教授時間數は現今と餘り大差はないが、教育の方針は全く渾沌たるもので、儒教の教ふる所に従ふべきか、或は神道によるべきか、極端なる歐化主義者はキリスト教中心にせんことを主張し、方法に於ても舊態依然たる傳統的方法を探る者もあれば、歐米その儘を以て兒童に當る者もあり多數の者はその歸趣に迷ふ有様であつたが、全十月三十日教育に關する勅語が換發せられて茲に趨向一定して爾來修身科を始め、一般の教科に於ても勅語の御趣旨を徹底せしめる事になり、學校教育の方針も一定して來た。

これより前明治十三年、時の丹羽、葉栗郡長松山義根は教育振興に最も熱心で、本縣下に先んじて當時中學校に匹敵せる小學校を起し、名づけて小學高等學校と稱し稻置に第一番、小折に第二番、島（葉栗）に第三番を創設した。本村南部は小折に、北部は稻置に通學した。明治十八年合して涵養學校と稱し、小折の一校とした。明治二十年更に丹羽、

葉栗高等小學校と改め、再び犬山に第一分場、太田島に第二分場を設けた。明治二十四年十月郡制分離の際犬山高等小學校、布袋高等小學校と稱し、明治二十七年四月更に分離して組合立となり。犬山（犬山、城東）羽黒（羽黒、樂田、池野、富成）柏森（高雄、柏森、豐國、和勝、旭、小口）布袋（穗波）三重島の六校となり。明治三十五年布袋より分離して太田に高等科を併置す。本郡に於ける尋常高等小學校と稱する始めである。町村合併の際、柏森高等小學校、羽黒高等小學校の一部を迎へて小口に高等科を併置し以て現在に至る。

太田尋常小學校は明治二十二年設立されたもの、校舎は依然として三ヶ所に分れてゐたが、明治廿四年濃尾大震災により秋田、豊田、大屋敷の二校舎は倒壊したので豊田の舊敷地に校舎を新築して完全に三天字の兒童は一ヶ所に於て學ぶこととなつた。明治三十五年高等科を併置して、太田尋常高等小學校と改稱し小折へ通學した高等科兒童は本校で學ぶ様になつた。

全三十三年は小學校令に一大改革が加へられた。義務年限の三年又は四年といふをすべて四年と限定し、教科を改め漢字を制限し、字音假名遣を改め杯して文字の修得を容易にし、授業料を徴收せないのを本体とすることにした。教科書も初め府縣に審査員を設けて審査することにしたが、全三十六年よりは文部省で著作する様になり、内容は統一改善され、價格も極めて低廉になり父兄の負擔も輕減され就學に好影響を及ぼした。

全三十八年にはロシヤとの戰役に大捷を得益々國民教育の重視すべきを感知し、從來の義務年限にては不足なりとの聲盛なりし矢先、全卅九年町村合併行はれ、全四十一年三月義務年限も六ヶ年に延長されたので、本村小學校も次の如

く變改せられた。

學 校 名	位 置	通 學 區 域
大口第一尋常高等小學校	豊田字善鍬	秋田、豊田、大屋敷
大口第二尋常高等小學校	小口字城屋敷	小口、余野、河北、外坪

男子は小學校卒業後家に殘る者は、實業補習學校に入學し、引續き青年訓練所に入所して心身を鍛錬してゐるが、直ちに他家に奉公に出る者は二十五才前後大抵獨立して店舗を構へ、或は家に歸つて實務に從事する。中等學校に入學する者は多くは名古屋に出たのであつたが、大正八年に一宮に、全十四年に小牧に中學校が開設せられ、全十五年古知野に、瀧實業學校が創立せられてから、追々と之等の學校に入學する者が多くなつた。女子は多くは家庭にあつて、家事の見習をなすの外裁縫所に入る者も少くない。近時女子教育の必要を叫ぶ聲盛になり犬山高等女學校（大正二年設立）丹羽高等女學校（大正十年設立）に入學するものが年と共に多くなつた。

第二項 小 學 校

一、大口第一尋常高等小學校

一、位 置 大口村大字豊田字善鍬

一、創立 明治四十年五月一日

一、沿革 太田尋常高等小學校を其ま、繼承して改稱したものである。明治四十年併合の實施せられた町村では兒童の通學區域が變更せられた學校が多いのに本校の如きは稀なる例である。

明治五年學制頒布後御供所八劔社東隣の地に集義學校が設立せられ、今の豊田の全部と秋田の大部（傳右工門新田以外の部落）の子弟を收容し、大屋敷新田長松寺内に肝銘學校を設けて、大屋敷全部、傳右工門新田、外坪の子弟を教育した。

明治九年秋田、豊田、大屋敷の三村制定せられ各村に學校を設立した。即ち秋田學校は長櫻金比羅堂に新設せられ、豊田學校は集義學校を、大屋敷學校は肝銘學校を夫々改稱して同じ位置に設置せられ各村内の兒童を教育した。かくて明治二十二年太田村が設立せられるまでこの形勢で教育が續けられたが、特に大屋敷學校は一時長松寺より通稱お天神と云ふ本郷東方の地に移つた事もあつたが、明治十七年倒壊したので再び長松寺へ戻つた。

其の當時の職員を調べて見ると

豊田學校 花橋辛一（河北書家） 江崎又七（小牧） 小川吉太郎（岩倉） 萩野又平（千秋） 服部、不破
大屋敷學校 高野英（熊本縣人） 杉本某、松本敏行、加藤壽三郎、荻野又平、野田正昇、丹羽祐一、
前田艶逸、熊澤某、駒田善一、

秋田學校 小川吉太郎、鈴木徳三郎

明治二十二年三村合併して太田村設置せられ、同時に太田尋常小學校設置せらるゝこととなり、舊豊田學校に三大字の兒童を收容することに決定したが通學距離の關係上紛争を生じた。

明治二十四年濃尾震災に當り校舎が倒壊したので遂にすべてを水解して豊田學校の舊敷地に校舎を新築して完全に合併が實行せられた。校舎の關係上當分大屋敷學校を太田尋常小學校分教場とした。

明治三十五年新に豊田字善鍬に敷地を選定し、當時としては堂々たる校舎を新築して移轉した。愛知縣から設備優良の故を以て表彰を受けたのは當時のことである。

全年六月高等科を併置し太田尋常高等小學校と改稱した。一時高等科は大屋敷分教場に收容したが、明治三十六年四月二十八日大屋敷分教場を廢して完全に善鍬の新校舎に全兒童を收容した。

明治三十九年十月町村の合併實施せられ、太田小口富成の三村及び柏森の一部を合せ大口村が設けられた。こゝに於て太田尋常小學校の組織をそのまゝ大口第一尋常高等小學校と變更し爾來今日に至つた。

本校の變遷を概括すれば次表の如くである。

一、明治四十二年四月校舍狹隘に付更に五十二坪の地を借り入れ桁行十間梁間四間三尺の教室一棟を増築し全年十一月三日天長節の佳辰を以て竣工式を舉行した。

一、明治四十四年四月運動場狹隘のため三百二十九坪を借り入れる。

一、明治四十四年八月校舍狹隘のため桁行十六間梁間五間の教室一棟を増築した。

一、右校舎は全年十二月竣工したが大正元年九月二十三日當地方未會有の大暴風雨のため崩壊したから、大正二年四月復舊工事をした。

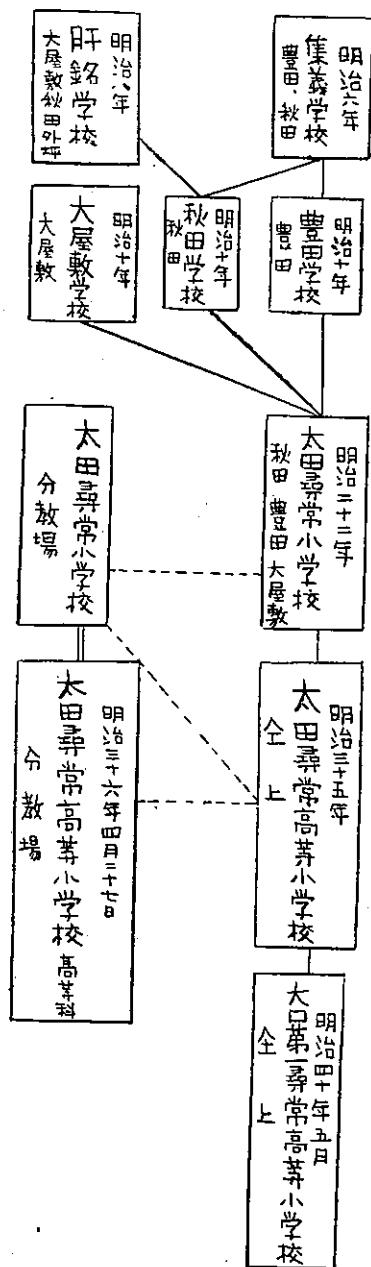
一、大正七年八月用水に面し物置一棟を新築した。坪數七坪五合。此内譯農具室一坪五合、物置三坪、薪炭室三坪

一、大正八年一月三十一日校舍狹隘のため東方に三教室昇降口一ヶ所の一棟を増築した。坪數八十二坪五合

一、大正十三年八月二十八日皇太子殿下御成婚式奉祝記念事業として、西門西側に木骨コンクリートの奉安殿を建築した費用は校下一同の寄附による。

一、大正十三年十二月十四日自轉車置場一棟（四坪五合）を建築した。

一、大正十四年四月校地校舎の擴張に着手す。全月十三日地鎮祭を舉行し南方に向つて校地の大擴張をなし、校下村民の労力奉仕により東奈良子北側の社本耕平所有地より土砂を運搬し埋立工事をした。七月十五日校地南端に新築校舎の工事に着手し、全年十二月十九日落成す。



本校重要記事

一、明治三十六年太田村大字豊田字善鍬に校地を設定し、桁行三十一間梁間四間三尺、兒童昇降口二ヶ所の校舎を新築した。教室六、宿直室一、教員室一、應接室一、を備へた。校地北部用水に接し更に裁縫教室一棟（炊事室を備ふ）便所二棟を建築す。校地面積七百十七坪之を太田尋常高等小學校と稱した。

一、明治四十年五月一日太田尋常高等小學校を大口第一尋常高等小學校に改稱す。通學區域（秋田、豊田、大屋敷）職員兒童等何等變化なし。

教室三、坪數九十三坪五合 附屬建物（便所）六坪

一、大正十五年四月十日、明治四十四年建築の校舎を新校舎の北側に併列の位置に移轉し、更に四月十四日、大正八年建築の校舎を其の北側の位置に移轉す。九月六日移轉新築に關する附帶諸工事完了した。

一、昭和三年八月舊炊事場を取除き改築擴張をした。坪數五坪、

一、昭和三年十一月御大典記念事業として資金二千三百圓の寄附を受けグランドピアノを設備した。同時に校旗を造る

一、昭和四年五月校地北端用水沿ひの石垣の修理をなし、五十間の板塀を建造す。全年十月中に校地西側のトタン塀を造る。

一、昭和六年三月京都在住の賀幡圓心より資金の寄附を受け全年六月五日正門に鐵扉の取付をした。

一、昭和六年十二月大森甚太郎、原しげの兩氏より寄附を受け西通門に石柱及鐵扉を建造した。

一、昭和七年三月卒業生の寄附により正門及玄關間に馬車廻しの岩組を造る。

一、昭和八年二月十一日大字豊田社本朝正兄弟より、奉安殿建築資金の寄附申出であり。同時に校下村民より野田村長の壽像建立の議起る。三月十四日より村民の奉仕によつて、敷地の埋立に着手し多數の樹木の寄附を受け、着々工事を進め五月十七日竣工式並に除幕式を舉行した。

一、昭和八年十二月十三日社本朝正の寄附により奉安殿竣工記念として、渡邊陸軍大將の筆蹟による忠魂碑を建立す。

歳 入 出 決 算 表

愛知縣丹羽郡太田村明治三十一年度歳入出決算表

歳 入

科 目	前 年 度 豊 算 額	本 年 度 豊 算 額	附 記
第一款 雜 収 入	九〇〇〇〇	九七三〇〇	
一、小 學 校 授 業 料	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇 生徒二百五十人平均一人ニ付月額三錢	
二、不 用 品 賣 扶 代		七三〇〇	
第二款 前 年 度 繰 越 金	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	
第三款 國 庫 交 付 金	一一三四〇	六二〇〇	
第四款 縣 稅 交 付 金	一一三〇〇〇	一一二八〇〇	
第五款 村 稅	一一二七五八九八	一一一七七三〇〇	
第六款 地 價 割	五七一五九	七七九一〇五	
第七款 國 稅 廉 業 割	三〇〇〇	一一二六〇	
第八款 縣 稅 廉 業 稅	一一三〇〇〇	一一三〇〇〇	

四、戶別割	一四四七八三	二五九七三五
五、所得割	二八〇〇	三〇〇〇
六、反別割	四三一一五六	一〇〇〇〇〇
合計	一四八二二三八	一四〇三四〇四
歲出(經常費)		

科 目	前 年 度 諸 算 額	本 年 度 諸 算 額	附 記
第一款 役場費	四〇五〇〇〇	四四四五〇〇	
第二款 會議費	二〇三〇〇	二〇五〇〇	
第三款 教育費	三九九七〇〇	四二三七〇〇	
第一項 級料	三二五〇〇〇	三四九〇〇〇	
一、職員給料	三二四〇〇〇	三四八〇〇〇	訓導月俸十四円一人 全四円一人 全三円五十錢二人 福教員八円一人 助役
二、使丁給料	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	臨時使丁給料
第二項 維給	一四七〇〇	一九七〇〇	
一、賞與費	一〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	生徒二百五十人賞品代

二、慰勞金	三五〇〇	三五〇〇	職員慰勞金
三、教員恩給基金	一二〇〇	一二〇〇	
第三項 需用費	四〇〇〇〇	四五〇〇〇	
一、備品費	一五〇〇〇	一五〇〇〇	
二、消耗品費	一五〇〇〇	三〇〇〇〇	
第四項 常時修繕費	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	
第四款 衛生費	二八〇〇〇	三三〇〇〇	
第五款 救助費	一〇〇〇〇	四〇〇〇〇	
第六款 勸業費	三〇〇〇〇	三七〇〇〇	
第七款 諸稅及資擔	五七三五三八	三〇九八三五	內八九八三五布袋町外十ヶ町村組合學校 費負擔
第八款 雜支	一〇〇〇〇	一〇一〇〇〇	
第九款 豫備費	一〇〇〇〇	二九八六九	
合計	一四八二二三八	一四〇三四〇四	

明治三十一年四月八日提出

太田村長代理助役 古池太兵衛

就職年月日		轉退年月日		勤續年月		氏名	
太田尋常小學校		太田尋常高等小學校					
明治三十六年五月六日		明治三十四年十二月二十一日		伊藤道美		安藤道美	
同三十四年四月四日		同三十五年四月五日		織田潤三郎		梶原吉五郎	
同三十五年九月二日		同三十五年四月十五日		一年一ヶ月		駒田順一	

在職職員

明治四十三年十一月一日	大正八年十一月五日	九年一ヶ月	伊藤幸次郎
大正八年十一月五日	大正十三年八月二十五日	四年十ヶ月	長谷川義次
大正十三年八月二十五日	昭和二年四月一日	二年七ヶ月	石田貞二
昭和二年四月一日		井上源吾	木村米一郎

太田尋常小學校 安藤道美 明治三十五年六月一日兼職なる校長を免ぜられ訓導となる。
 太田尋常高等小學校 村瀬實積 明治三十五年六月一日より全三十八年八月二十四日まで。
 伊藤鍵次郎 明治三十八年十月十四日より明治四十年五月一日まで。

大口第一尋常高等小學校

就職年月日	轉退年月日	勤續年月數	氏名
明治三十八年十月十四日	明治四十一年三月三十一日	二年六ヶ月	伊藤鍵次郎
明治四十一年三月三十一日	明治四十三年十一月一日	二年七ヶ月	木村米一郎

明治三十二年一月三十一日提出

太田村長 土田彌十郎

歷代學校長

第一款土木費	三三二五〇四
一、橋梁費	三三二五〇四
合計	三三二五〇四

同三十六年十月二日	同三十七年六月十五日	九ヶ月	増田伊七郎
同三十六年十月七日	同三十七年四月十五日	七ヶ月	志村善一郎
同三十六年四月三日	同三十七年一月九日	十ヶ月	伊藤鐘太郎
同三十六年四月五日	同三十七年九月一日	一年六ヶ月	舟橋喜造
同三十七年七月六日	同三十七年九月二十二日	三年ヶ月	宮地金雄
同三十七年七月十四日	同三十八年八月十四日	三ヶ月	木全龍治
同三十七年九月一日	同四十年一月一日	一年	大矢基一
同三十七年九月二日	同四十年六月二十日	二年五月	林喜右工門
同三十八年一月六日	同四十二年十一月十三日	三年六ヶ月	安藤太三郎
同三十八年四月一日	同三十八年五月十六日	四年八ヶ月	舟橋清五郎
同三十八年九月一日	同三十八年十二月二十日	八ヶ月	喜一護
同三十八年八月十八日	同四十二年一月七日	三年五ヶ月	伊藤鍵次郎
同三十八年十月十四日	同三十九年四月十九日	九ヶ月	原田富三郎
同四十一年三月廿一日			

明治三十四年十二月十九日	同 三十五年八月二十三日	九 ケ 月	酒井文平
明治三十五年八月三十一日	明治三十五年四月五日	六 ケ 月	丹羽晴光
同 三十五年四月二十一日	同 三十六年一月十日	古 池 新 一	仙田清光
同 三十五年六月一日	同 三十八年八月二十四日	小川富三郎	土田鑄造
同 三十五年八月三十一日	同 三十九年五月三十一日	村瀬實穂	村瀬
同 三十五年九月二十五日	三年十月	松平むら	松平
同 三十五年九月二十五日	一年三ヶ月	伊貝	伊貝
同 三十六年六月一日	五 ケ 月	水谷	水谷
同 三十六年六月十二日	九 ケ 月	土田陸三郎	土田
同 三十六年六月十九日	二年一ヶ月	社本仁左工門	社本
		野々垣謙順	野々垣
		堀田小谷	堀田

同四十年一月一日	同三十九年五月廿一日	同四十年一月六日	同三十九年五月十五日	四年六ヶ月
同四十年七月六日	同四十年五月廿七日	同四十年十一月廿七日	同三十九年五月廿六日	二年六ヶ月
同四十年十二月十五日	同三十九年五月廿八日	同四十年十一月廿八日	同三十九年五月廿七日	二年一ヶ月
同四十年十二月三十日	現 在	同四十年十二月三十日	同三十九年五月廿七日	一年七ヶ月
同四十二年四月一日	同四十二年十二月十一日	同四十二年六月十六日	同四十二年五月廿一日	赤堀稻太郎
同四十二年九月十六日	同四十三年三月廿四日	同四十二年九月十五日	同四十三年三月廿四日	中西宇一
同四十二年六月八日	同四十三年五月廿四日	同四十二年十月十五日	同四十三年五月廿四日	丹羽誠
同四十二年六月十六日	同四十三年三月廿四日	同四十三年十一月一日	同四十三年三月廿四日	伊藤健次郎
同四十三年四月二十日	同四十三年三月廿四日	同四十三年十一月一日	同四十三年三月廿四日	安藤太三郎
同四十二年一月廿一日	同四十三年三月廿四日	同四十三年十一月一日	同四十三年三月廿四日	久野魁
同四十三年二月三日	同四十四年四月六日	同四十三年十一月一日	同四十三年十一月一日	社本喜市
同四十三年十一月七日	同四十四年十月十七日	同四十四年三月廿一日	同四十四年三月廿一日	酒井さわい
一年	一年	一年	一年	一年
一年三ヶ月	二年三ヶ月	一年十ヶ月	二年九ヶ月	丹羽誠
一年三ヶ月	七年	一年	二ヶ月	伊藤濱十郎
安藤定右右工門	岡本柳三郎	木村米一郎	江口定太郎	梅田耕造
酒井康信	木村丹治	栗田丹治	夫馬一雄	佐野斧三郎
木村一郎	江口一郎	伊藤慶輝	村瀬慶輝	中西モコ子
木村一郎	木村一郎	佐野斧三郎	佐野斧三郎	久野魁
木村一郎	木村一郎	梅田耕造	梅田耕造	伊藤濱十郎

同三十八年四月二十日	同四十年十一月廿二日	同四十二年九月十五日	四年六ヶ月
同三十九年五月廿一日	同三十九年五月廿七日	同四十二年六月十六日	二年六ヶ月
同三十九年四月十四日	同三十九年四月廿七日	同四十二年五月十五日	二年一ヶ月
同三十九年五月廿六日	同三十九年五月廿七日	同三十九年五月廿六日	一年ヶ月
同三十九年五月一 日	同三十九年五月一 日	同四十一年五月十五日	一年七ヶ月
就職年月日	轉退年月日	勤續年月	氏名
明治三十八年十月十四日	明治四十一年三月廿一日	二年六ヶ月	伊藤健次郎
同三十八年一月六日	同四十一年六月二十日	三年六ヶ月	安藤太三郎
同三十九年五月廿一日	同四十一年五月十五日	二年一ヶ月	久野魁
同四十年十一月廿七日	同四十一年十一月七日	一年一ヶ月	社本喜市
同三十八年九月一日	同四十二年一月七日	三年五ヶ月	酒井さわい
			赤堀稻太郎
			中西宇一
			丹羽誠

大口第一尋常高等小學校

同	三年	九月十四日	社	本基憲
同	四年	三月廿九日	伊藤久治	三
同	四年	三月卅一日	丹羽雄	み
同	四年	五月九日	中山田	ふみ
同	四年	十月廿六日	大矢基一	一年二ヶ月
同	四年	十月廿一日	八ヶ月	一年二ヶ月
同	五年	三月七日	十一ヶ月	四年十月十三日
同	五年	三月廿一日	六年三月	一年二ヶ月
同	五年	十二月十日	三年九ヶ月	八年五月十五日
同	六年	四月十三日	一年六ヶ月	大正六年三月廿一日
同	六年	四月一日	九年二ヶ月	明治四十三年四月一日
同	七年	五月九日	一年七ヶ月	大正六年三月廿一日
同	七年	十月四日	一年七ヶ月	明治四十五年一月八日
同	七年	五月十五日	一年八ヶ月	大正六年三月廿一日
同	八年	六月廿一日	六年三ヶ月	明治四十四年四月十二日
同	八年	六月七日	一年四ヶ月	大正七年四月十八日
安藤禪機	澤木榮	水野よしな	福富國子	大森義信
近藤誠術	安藤禪機	安藤禪機	伊藤賢一	松岡義一
八年三ヶ月	八年三ヶ月	八年三ヶ月	九年二ヶ月	一年八ヶ月

同三十八年四月一日	同四十四年十月廿一日	同四十四年十月廿七日	同四十二年一月廿九日	同四十五年四月廿七日	同四十五年五月廿八日	同四十五年五月廿一日	同四十二年十一月十三日	四年八ヶ月	舟橋清五郎
大正三年四月四日	明治四十年十月六日	同二年十一月四日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	七年	小出友太郎
大正二年四月十日	明治四十二年十月二十日	大正二年九月十二日	同四年三月十八日	同四年三月廿一日	同四年三月廿一日	同四年三月廿一日	同四年三月廿一日	八ヶ月	駒田きん
同二年十月三日	同三年三月廿一日	同三年八月廿一日	同一年七月	同一年七月	同一年七月	同一年七月	同一年七月	九ヶ月	兒島すみ
同三年三月廿一日	同三年三月十二日	同三年九月二十日	同四年七月	同四年七月	同四年七月	同四年七月	同四年七月	九ヶ月	伊藤康壽
同三年十二月廿一日	同二年九月二十日	同二年十月廿一日	同一年八月	同一年八月	同一年八月	同一年八月	同一年八月	九ヶ月	西岡銀市
大正三年四月四日	明治四十年十月六日	同二年十一月四日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	九ヶ月	本利徳
大正二年四月十日	明治四十二年十月二十日	同四年三月十二日	同四年三月廿一日	同四年三月廿一日	同四年三月廿一日	同四年三月廿一日	同四年三月廿一日	九ヶ月	高橋はつ
同二年十月三日	同三年三月廿一日	同三年八月廿一日	同一年七月	同一年七月	同一年七月	同一年七月	同一年七月	九ヶ月	永田きぬゑ
同三年三月廿一日	同三年三月十二日	同三年九月二十日	同四年七月	同四年七月	同四年七月	同四年七月	同四年七月	九ヶ月	佐藤鑑一
同三年十二月廿一日	同二年九月二十日	同二年十月廿一日	同一年八月	同一年八月	同一年八月	同一年八月	同一年八月	九ヶ月	前田武雄
大正三年四月四日	明治四十年十月六日	同二年十一月四日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	九ヶ月	鈴木八重
大正三年四月四日	明治四十年十月六日	同二年十一月四日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	九ヶ月	倉地はま
大正三年四月四日	明治四十年十月六日	同二年十一月四日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	同三年三月廿一日	九ヶ月	松本露子

九年三月廿二日	同	九年十二月十日	十ヶ年	吉田虎男
九年三月廿一日	同	十年二月二十一日	一年二ヶ月	佐々木餽夫
十年三月廿一日	同	十年四月廿三日	四年ヶ月	早藤 静
十年三月廿二日	同	十年六月十五日	二年四ヶ月	神谷一郎
十年七月二日	同	十年六月三十日	三年ヶ月	中村てる子
十年一月廿一日	同	十年九月三十日	三年ヶ月	伊藤 敏
十年三月廿一日	同	十年十月二十日	一年ヶ月	後藤のぶ
十年四月廿日	同	十二年三月廿一日	一年ヶ月	兼松 勘一
十年四月七日	同	十二年三月廿一日	一年ヶ月	小河重右工門
十年二月廿三日	同	一年九ヶ月	六年ヶ月	宮田助三郎
十一年三月廿一日	同	一年一ヶ月	小林三六	長谷川安太郎
十一年五月廿九日	同	四ヶ月	西村つるゑ	近藤正昇
十二年三月廿一日	同	四ヶ月	梅村馨	
二年四ヶ月	同	四ヶ月		

明治四十五年六月六日	同十五年九月十日	十四年三ヶ月	社本耕平
大正十三年三月卅一日	昭和元年十二月卅一日	二年十ヶ月	長谷川くにを
同十四年三月卅一日	同二年二月廿八日	二年	深谷わや
同十三年十月十六日	同三年三月卅一日	三年六ヶ月	丹下訂
同十五年十二月三日	同二年三月卅一日	四ヶ月	在藤侃爾
同十三年八月廿五日	同二年四月一日	二年九ヶ月	江口捨次
同十四年十月二十日	同二年八月卅一日	一年十一ヶ月	石田貞二
同十三年十一月五日	大正十五年三月卅一日	一年五ヶ月	伊藤修一
同十三年四月一日	昭和二年十一月十五日	三年八ヶ月	伊藤甚式
昭和二年四月六日	同三年三月二日	一年	古池守夫
同二年四月四日	二年十一月卅一日	九ヶ月	堀田なあ
大正十四年十月四日	同三年十二月卅一日	三年三ヶ月	水野まろ
同十年五月六日	同四年二月廿八日	七年十ヶ月	寺澤登茂一
同十三年三月卅一日	同四年三月卅一日	五年一ヶ月	前田貞次郎
昭和二年十一月十五日	同四年八月卅一日	一年十ヶ月	

校 医

佐野斧三郎
太田尋常高等小學校以來校醫であつたが、明治四十一年十二月三十日改めて

學級編成並に在籍兒童數表

四年三月六日	昭和六年十一月二十日	二年九ヶ月	近藤登志
四年三月卅一日	同六年三月廿日	二年一ヶ月	中山禮介
五年四月三十日	同八年三月卅一日	三年	船橋朝太郎
五年十一月三十日	同	四年	青山文市
六年三月卅一日	同	四年	谷謙三
六年四月十二日	昭和七年七月卅一日	四年	前田留市
六年三月卅一日	同	四年	川衛治
七年四月四日	現 在	四年	澤木乃ぶ子
七年八月卅一日	昭和七年七月卅一日	四年	古池廣一
八年三月卅一日	同	四年	水野輝次

昭和五年十一月三十日	四年九ヶ月	水野輝次	丹羽鍊一郎
同六年三月卅一日	五年一ヶ月	多和田一夫	川崎浩衛
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	今枝親夫	松浦道孝
同同同同同同同同	現在	岩根鐵雄	多和田一夫
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	村瀬由之	丹羽鍊一郎
同同同同同同同同	現在	江口ふみ子	水野輝次
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	鈴木敏二	川崎浩衛
同同同同同同同同	現在	羽野らく	多和田一夫
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	森源吾	今枝親夫
同同同同同同同同	現在	舟橋舜次	水野輝次
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	江口ふみ子	丹羽鍊一郎
同同同同同同同同	現在	服部源吾	水野輝次
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	井上舜次	多和田一夫
同同同同同同同同	現在	根岸舜次	水野輝次
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	上原舜次	丹羽鍊一郎
同同同同同同同同	現在	橋上舜次	水野輝次
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	寺内舜次	多和田一夫
同同同同同同同同	現在	源井舜次	水野輝次
昭和五年四月三十日	二年二ヶ月	源井舜次	丹羽鍊一郎
同同同同同同同同	現在	源井舜次	水野輝次

同	同	同	同	同	昭	同	同	同	同	同	同	同	同	同
和	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	七	六	五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	〇	九
年	年	年	年	年	年	度	度	年	度	年	度	年	度	年
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
一	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	一	〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	九
一	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	二
四	三	六	四	三	四	六	一	四	六	七	〇	四	八	七
四	二	六	四	四	六	四	五	八	四	六	七	一	九	九
九	三	九	三	八	二	八	四	八	九	〇	九	八	七	六
五	二	九	五	一	八	五	二	五	三	〇	五	四	五	五
五	二	九	五	二	五	五	一	五	五	〇	五	四	五	五

年次	學科	級數	計	兒童數	學科	級數	計	學科	級數	計
明治三十五年 （太田尋常高等小學校創立）	尋常科	四年制	六	四年制	二	四年制	三	四年制	二	四年制
四十一年度	尋常科	六年制	八	六年制	四	六年制	二	六年制	一	六年制
四十二年度	尋常科	六年制	八	六年制	三	六年制	一	六年制	一	六年制
四十三年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
四十四年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
四十五年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
正二年	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
三年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
四年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
五年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
六年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制
七年度	尋常科	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制	一	六年制

現在學校狀況

一、敷地面積 五九・六〇アール

一、通學區域 秋田 豊田 大屋敷

一、教員數

十七人	小本正男	一七
	女	二三四
	計	四三六
尋常科	男	二二三
高等科	男	六八
	女	二五
	計	九三

一、兒童數及學級數

尋常科	男	二二三	女	二三四	計	四三六	學級數	一二
高等科	男	六八	女	二五				

一、學齡兒童就學成績

年 度	就學 兒童 數		就學 兒童 數	不就學 兒童 數	他其 他	計
	就學 兒童 數	就學 兒童 數				
大正元年度	男	七四二	一四三	五六九	〇	七一二
	女	六七二	一一八	五一九	〇	六三七
	男	七四二	一四三	五六九	〇	七一二
	女	六七二	一一八	五一九	〇	六三七
	男	七四二	一四三	五六九	〇	七一二
	女	六七二	一一八	五一九	〇	六三七
	男	七四二	一四三	五六九	〇	七一二
	女	六七二	一一八	五一九	〇	六三七

年 次	就學 兒童 數		就學 兒童 數	不就學 兒童 數	他其 他	計
	男	女	男	女	男	女
大正元年度	九七、三七	八四、七一	九五、八四	七八、九三	九一、七七	九五、一四
大正六年度	九六、一五	八七、五四	九八、〇八	九一、七七	九五、八七	九七、八五
大正一年度	九七、三六	八四、七一	九五、八四	九一、七七	九五、八七	九七、八五
昭和八年度	男	三〇八	八六	二二三	〇	三〇八
	女	二八七	七二	二二四	〇	二八六
昭和二年度	男	三〇六	七七	二三七	〇	三〇四
	女	二八九	五二	二三八	〇	二八九
大正十一年度	男	三三二	七六	二五三	〇	三三九
	女	二八九	五一	二三八	〇	二八九
大正六年度	男	六四二	一〇六	五〇五	〇	六二一
	女	六四二	一〇六	五〇五	〇	六二一
大正十一年度	男	七一九	一五一	五五八	〇	七〇九
	女	七一九	一五一	五五八	〇	七〇九

備考 大正十一年以降は大口第一尋常高等小學校關係のみである。

一、兒童出席狀況

年 次	就學 兒童 數		就學 兒童 數	不就學 兒童 數	他其 他	計
	男	女	男	女	男	女
大正元年度	九七、三七	八四、七一	九五、八四	七八、九三	九一、七七	九五、一四
大正六年度	九六、一五	八七、五四	九八、〇八	九一、七七	九五、八七	九七、八五
大正一年度	九七、三六	八四、七一	九五、八四	九一、七七	九五、八七	九七、八五

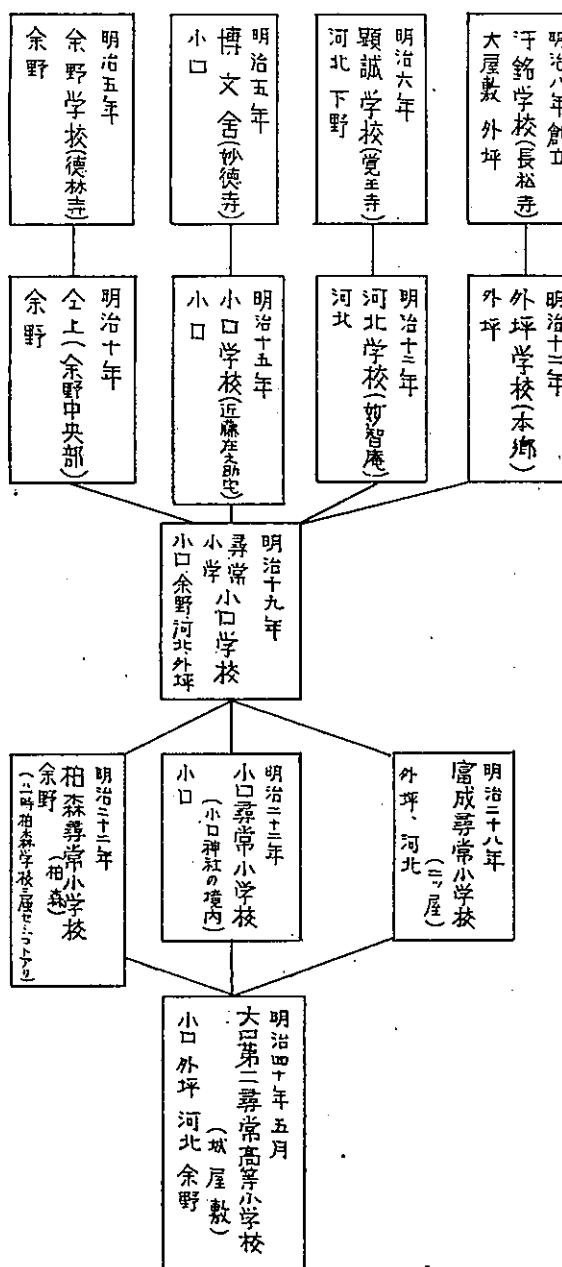
一、創立以來の卒業生											
昭和二年度											
年	次	尊	男	尊	女	高	男	高	女	九八、一五	九八、四四
明治四十年度	四十一年度	四十二年度	四十三年度	四十四年度	四十五年度	四二九〇	四一六〇	四一五〇	四一四〇	九八、六八	九八、七一
同	同	同	同	同	同	三〇二六	二三二一	二一六九	二一四六	二九〇	二九〇
大正四年度	二年 度	三年 度	四年 度	五年 度	同	二九八〇	二八四二	二一四二	二一三四	二一三二	二一三二
同	同	同	同	同	同	二九〇	二八四二	二一四二	二一三四	二一三二	二一三二
昭和七年 度										九八、九九	九八、九九
										九八、三〇	九八、九六

二、大口第二尋常高等小學校

一、位置 大口村大字小口字城屋敷
一、創立 明治四十年五月一日

一、沿革 本校は小口尋常小學校柏森尋常小學校富成尋常小學校の廢合によりて成れるものである。小口尋常小學校は明治五年に創立せられ、小口村に於ける子弟若干を集めて妙徳寺に於て授業を開始した。然し學校と云ふは名のみで、寺小屋とも云ふべきものであつた。全五年學制頒布あり。全十五年近藤庄之助本宅にうつり全十九年に至り尋常小學校と改稱し、小口、余野、河北、外坪を以て聯區とした。然し河北、外坪の生徒は分校に通學し、この校には小口、余野の生徒のみ通學せしものである。明治二十年城屋敷に新築して小口尋常小學校と校名を改めた。富成尋常小學校は明治二十八年小口尋常小學校の聯區たりし河北、外坪合同して二ツ屋に開校せしものであり、余野區は明治二十二年小口尋常小學校より分離して、柏森尋常小學校に合したものである。明治四十年五月一日にいたり明治十九年開校の小口尋常小學校聯區の小口、余野、河北、外坪の四區は複又合同して、大口第二尋常高等小學校を城屋敷に開校し現在に到るものである。

本校の變遷を概括すれば次表の如くである。



舊小口村（本校沿革史による）

一、明治五年學制頒布により中小口組に小學校博文舍を創設した。妙徳寺本堂を校舎に假用し、同寺住職尾關亮堂校長となる。

一、本村中小口近藤庄之助氏の本宅を購入して校舎に充用した。(明治十五年)

一、明治二十二年本村中小口組字城屋敷、小口神社の附近に校舎を建築して移轉した。(舊河北仙田屋倉庫の改造) 尾藤昌章が校長となる。明治四十年まで勤績。高等科は最初犬山町に布袋町に後柏森高等小學校の組合に加入せり。

舊 外 坪 村

一、明治八年大屋敷村と組合して肝銘學校を創設して、長松寺を校舎に假用した。

一、明治十年本村字本郷に外坪學校を建てた。
一、明治廿七年迄教育した。

一、明治二十二年河北村と合併して富成村となつた。

一、明治二十八年富成村二ヶ屋に校舎を新築し、以て明治四十年に至り、高等科は最初布袋に柏森に最後は羽黒高等小學校(明治二十七年五月組合、明治四十二年三月分離)の組合に加入した。

舊 河 北 村

一、明治六年河北、下野兩村聯合して顯誠學校を創設し、覺王寺を校舎に假用した。翌七年遠隔であるため本村妙智庵に顯誠學校分校を建設した。

一、明治十九年小口、余野、外坪及本村の四ヶ村組合して小口村中小口字城屋敷に尋常小學小口學校を創立したるが、生徒は依然河北分校(妙智庵)に通學した。

一、明治二十二年外坪村と合併して富成村となつた。

一、明治二十八年富成村二ヶ屋に校舎を新築した。以て明治四十年に至り高等科は最初犬山町に、後に羽黒高等小學校(明治二十七年五月組合、明治四十二年三月分離)の組合に加入した。

舊 余 野 村

一、明治五年學制頒布により學校を建設して、德林寺を校舎に假用した。

一、明治十年本村の中央部に校舎を新築移轉した。

一、明治十九年小口村と組合して尋常小學校に通學した。

一、明治二十二年八月柏森村に合併して柏森村となるや、明治十年建設の校舎を大字柏森に移轉し以て明治四十年に至り高等科は布袋町に犬山町に組合し後に柏森高等小學校に通學した。

本 校 の 重 要 記 事

一、明治四十年五月一日日本校を開校し、兒童の集合せるものは舊小口尋常小學校及富成尋常小學校及柏森尋常小學校の余野部である。

勿論校舎がないから舊小口尋常小學校及舊小口村役場廳舍を假校舎として、大字小口及余野の尋常科兒童と高等科一學年兒童とを收容し、舊富成尋常小學校舍には大字外坪及河北の尋常科兒童を收容した。

高等科第二、三、四學年兒童は柏森高等小學校及羽黒高等小學校に委託した。尙兒童收容上支障あるにより大字小口下組白山神社附近の民家を借りて尋常科第三學年的一部を收容した。學校長として舊小口尋常小學校訓導伊藤幸次郎就任し其他は多く舊小口、富成、柏森學校より補任した。

校舎は不完全運動場は狹隘器械器具は種々難多で教授上訓育上の困難は想像の外であつた。

一、校舎敷地として既に大字小口字中組城屋敷の地が指定せられて居り、校舎の建設は焦眉の急なるも舊富成の分離問題其他のため、村會の決議成立せず。

一、明治四十一年三月尋常科第一回卒業生を出した。

一、明治四十一年四月委托せる尋常科兒童を收容した。假校舎の狹隘其の極に達し、尋常科第一學年に二部教授制を採用した。校舎一棟新築の決議成立した。

一、全十月新校舎一棟竣工移轉した。依て二部教授の廢止と富成假校舎の閉鎖を執行した。

一、明治四十二年十月新築校舎一棟成功した。豫定の建築成るを以て全十一月三日天長節の佳辰を以て成功式を舉行した。學校通學區域内の村民は悉く參堂祝意を表し、撒餅相撲獅子軍樂隊等の寄附があり、知事代理として縣視學の參列ありて終日非常に雜沓した。

一、明治四十三年四月十九日設備整頓せるを以て兩陛下御真影を拜戴し即日拜戴式を舉行した。郡長代理として郡視學淺野幹夫臨場した。

一、大正十二年七月十三日夜九時半頃宿直室並物置部屋より矢火し全棟のみを全焼した依て新宿直室は全二十五日より着工十一月三日竣工した。

一、大正十五年六月五日校地二百四十七坪を借入れ運動場を擴張した。

一、大正十五年七月三十日物置（運動器具）一棟建築した。

一、昭和四年七月二十二日北校舎一棟、奉安殿一棟を建築成功した。内奉安殿は御大典記念として一般の寄附によりて成り同時に御大典記念として成功者横濱市酒井定一始め多數の特志者の寄附を得てピアノを設備した。新校舎敷地一反八畝十三歩

一、昭和八年四月二十九日水野住五郎の寄附により奉安殿前扉を設けた。

一、昭和八年十月三十日萩島出身田山地正三九の寄附によりサイレンを備付けた。

一、昭和八年十一月三日余野出身吉田國弘の寄附により國旗掲揚塔を設置した。

一、歲入出決算表

第一款 教育費	計	一〇〇〇〇〇	一一三四二八	內泰安所新設費五拾壹圓四拾貳錢八厘
第二款 諸稅及貢擔	合	一八二五九八六	一七八〇三四七	
第三款 稅	稅	一九七二八		
第四款 勸業費	費	二二〇〇〇		
第五款 警備費	費	一三五〇〇		
第六款 救助費	費	九八〇〇〇		
第七款 常時修繕費	費	五〇〇〇〇		
第八款 衛生費	費	一三五〇〇		
第九款 警衛費	費	二〇〇〇〇		
第十款 雜支費	費	一四五〇〇		
第十一款 諸稅及貢擔	合	四〇二六〇六	三八四八三八	

(臨時費)

科 目	本 年 度 豐 算 額	本 年 度 決 算 額	附 記
第一款 財產等生入	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	
第二款 使用料及手數料	二五〇〇〇	九〇〇〇〇	
第三款 雜收	二八〇〇〇	二七七九〇	
第四款 前年度綠越金	三五三八七	三五三八六	
第五款 寄附	二〇〇〇〇	一八六〇〇	
第六款 國庫交付金	二三八七	五一九二	
第七款 縣稅交付金	一二三六〇	二三四〇四	
第八款 村稅	一八四七五九二	一八五六〇六二	
合 計	一九五三二二六	一九八〇四三四	

歲出

科	目	本年度豫算額	本年度精算額	附
		本年度豫算額	本年度精算額	記
歲	入			
科	目	本年度豫算額	本年度精算額	附
第一款 雜 收 入		四九二〇〇〇	五二二一八八	内四九八、四二四生徒二七二人分ノ授業料
第二款 前 年 度 繼 越 金		六八一七〇	六八一七〇	
第三款 寄 附 金		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	
第四款 各 村 貢 担 金		四七八九四〇	四七八九四〇	一戸二付十四錢ノ貢担組合村ノ總戸數 三四二一戸
合	計	一〇四九一一〇	一〇七八二九八	

科	目	本年度豫算額	本年度精算額	附
		本年度豫算額	本年度精算額	記
歲	出			
科	目	本年度豫算額	本年度精算額	附
第一款 教 育 費		九九一七五五	九九八四八八	
第二項 納 給 料		七三二二〇〇	七三三三〇〇	
第三項 雜 納 給		三六三一〇	五〇〇一二	
第三項 需 用 費		一八三三四五	一八七四三九	
第四項 常 時 修 繕 費		四一〇〇〇	三四七二八	
第二款 會 議 費		二〇五〇〇	一八四一三	
第三款 管 理 費		一〇八〇〇	一一九九二	
第四款 豫 備 費		二六〇五五		
合	計	一〇四九一一〇	一〇三三八九二	

愛知縣丹羽郡柏森村外七ヶ村學校組合管理
明治三十二年六月二十六日

柏森村収入役 山田米太郎

明治三十一年度歲入出決算表

小口村収入役 倉地辰彌

明治三十一年六月二十九日提出

御裝飾品代貳拾貳圓儀式費四拾圓

第二款 雜 支 出	七一四〇	七四二八
合 計	一二七一四〇	一二一〇三八
通 計	一九五三一二六	一九〇二三八五

愛知縣丹羽郡柏森村外七ヶ村學校組合（余野村は七ヶ村中に入る）

明治三十一年度歲入出決算表

第一款 土木費	二三五六十
第二款 借入金償還費	四六九一三六
第三款 雜支出	一三二八七六
合計	六二四七〇四
合	四九二六九七

臨時費

第三項需用費	八七一四〇	八一八三三
第四項常時修繕費	四一〇〇〇	三四七二八
第五款土木費	一二四〇〇〇	一四一六五〇
第六款衛生費	一一三三〇	一〇八四三
第七款勸業費	一六〇〇〇	一〇〇〇〇
第八款諸稅及貢擔	二一九五七三	二二八七九
第九款雜支	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
第十款豫備費	一九六三〇九	
合計	二、一八五五八二	一、一三三三六七

科 目	本 年 度 積 算 額	本 年 度 積 算 額	附 記
第一款役場費	三九二三〇〇	四三三三九〇	
第二款會議費	二〇〇〇〇	二三三〇〇	
第三款教育費	三〇一三〇〇	二九二〇一六	訓導百四拾九圓四拾壹錢九厘屆參拾四圓 參拾九錢六厘
第一項給料	一八四四三〇	一八三八一五	
第二項雜給	二四一四〇	二〇九四八	
合計	一七七八七九九	一七九六八五二	

明治三十二年六月二十四日

富成村長 藤田源太郎

丹羽郡大口村教育費豫算表

年 次	給 料	職員旅費	慰勞金	營與品費	備品費	消耗品費	手學校費	校舍修繕
明治四十年 大正元年	二,三五〇〇〇 四,〇〇一,〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇
大正六年 大正十一年 昭和二年 昭和七年	五,〇〇〇,〇〇〇 八,〇〇〇,〇〇〇 三,〇〇〇,〇〇〇 三,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇〇〇 三〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	三〇〇〇〇 二〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	五〇〇〇〇 三〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇

歷代校長

○は五年以上勤続

- 一、小口學校 ①尾關亮堂(耕雲) ②阿知和明 3 山田 ④尾藤昌章 ⑤高木協 6 柴山菊太郎 7 岸野政忠
 一、余野學校 ①成瀬誠麿 ②村主隆左右 3 岡田馬之亟 4 石栗仲太郎 ⑤林晤

- 一、外坪學校 1 伊藤亮 2 鈴木豊太郎 3 仙田愛之助 ④植村角次郎

- 一、河北學校(顯誠學校) 1 石岡勇次郎 2 小出鑄六郎 ③花橋辛一
 一、柏森學校 1 小出鑄六郎 2 荻野又平 3 大野鎮也
 一、柏森高等小學校 1 江口嘉昭 2 水野浩 3 小川鏡太郎 4 三宅丈五郎 5 濱野幹夫
 一、大口第二尋常高等小學校

就職年月日	轉退年月日	勤續年數	氏名
明治四十年四月八日 大正八年十一月五日	明治四十三年十一月一日 大正十二年三月卅一日	二年八ヶ月 三年五ヶ月	伊藤幸次郎
明治四十三年十一月一日 大正五年一月十九日	大正八年十一月十五日	六年三ヶ月 二年十月	全真野悅治郎
大正五年二月十六日 大正十二年三月廿一日	大正十三年五月廿五日	一年三ヶ月	近藤上進
大正十三年八月廿五日	現在	長谷川義次	泰一

一、博文舍、小口學校之部

在職職員

同	四十二年四月十五日	同	四十四年十月卅一日	前田繁治
同	四十三年四月一日	同	四十三年十一月十九日	酒井謙一
大正四年六月十九日	同	四十三年十一月二十日	岡田六四郎	
明治四十三年十一月二十日	同	四十三年十一月一日	吉野義治	
大正元年十一月三十日	同	四十四年九月廿五日	八年三ヶ月	
同	四十四年十一月一日	同	四十四年九月廿五日	八ヶ月
大正四年五月七日	同	二年三月卅一日	一年	
大正四年五月七日	同	三年四月七日	五年七ヶ月	
大正四年五月七日	同	三年十月十五日	五ヶ月	
大正四年五月七日	同	四年九月廿九日	一年	
大正四年五月七日	同	四年八月九日	一年六ヶ月	
大正四年五月七日	同	十年一月廿一日	十一年	
大正四年五月七日	同	九年四月十三日	四年十月月	
明治四十四年三月卅一日	同	五年四月十七日	七年	
明治四十四年五月廿一日	同	三年四月一日	三年	
明治四十四年五月廿一日	同	二年十一月廿四日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	三年十月十四日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	五年十月廿一日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	八年十月廿一日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	八年五月廿一日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	五年五月廿一日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	三年五月廿一日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	二年五月廿二日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	大正元年十一月三十日	二年	
明治四十四年五月廿一日	同	同	同	同

大正二年九月六日	同三年四月七日	八ヶ月	仙田林藏
同二年五月廿二日	同二年十一月廿二日	六年三ヶ月	丹羽肇逸
大正三年四月十三日	同五年一月十九日	七年二ヶ月	眞野悦次郎
同四年六月十九日	同五年四月十三日	二年一ヶ月	大澤鶴三
同三年三月十四日	同五年八月十九日	一年二ヶ月	佐藤きぬゑ
明治四十五年六月三日	同六年二月廿二日	三ヶ月	石田恭
大正四年十月二十日	同六年三月卅一日	四年十ヶ月	近藤重信
同六年四月十三日	同六年五月廿二日	一年八ヶ月	木全正因
同四年五月十日	同七年三月十六日	一ヶ月	羽富貴
同六年一月廿二日	同七年三月三十日	二年十一ヶ月	江木
同四年六月十九日	同七年三月卅一日	一年三ヶ月	丹澤木
同二年三月卅一日	同二年十月月	二年七ヶ月	小河榮
四年十一月九日	同五年二ヶ月	六年六ヶ月	木村一鼎
七年四月十日	同七年五月十五日	七年九月十三日	瀬東四郎
七年九月十三日	同六年九月十三日	六ヶ月	宇野信市

	就職年月日	退職年月日	氏名
明治四十年七月五日	明治四十四年七月四日	小川市兵衛 酒井惟一 丹羽三九郎 服部瀧左右門	佐藤一
同	明治四十一年三月三十一日	社本伊右衛門 伊藤鍛次郎 大塚幾次郎 吉田喜右二門 佐竹甚吉	佐木寛
明治四十一年四月一日	明治四十四年十一月一日	木村采一郎	高木寛
明治四十四年七月十五日	大正五年二月十八日	佐竹甚吉 社本豊太郎 丹羽三九郎 舟橋芳太郎	同

創立以來の學務委員

	校醫	昭和七年三月卅一日	現在	江口正矩
同	佐藤亀一	昭和八年十一月三十日	現在	山田茂

昭和八年十月三十日	昭和八年八ヶ月	小・木曾昂勲
昭和七年十一月十五日	一年九ヶ月	今枝正一
昭和七年八月卅一日	九年七ヶ月	梅田長谷川乾外
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	村井忠治
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	大森光雄
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	鈴木常三
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	伊藤太郎
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	玉置茂樹
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	山田重雄
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	名川光廣
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	橋本忠子
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	伊藤みうら
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	山田花子
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	大森常三
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	鈴木忠治
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	伊藤太郎
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	山田重雄
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	名川光廣
昭和七年八月廿一日	九年七ヶ月	橋本忠子

同 七 年 三 月 十 九 日								
同 三 年 五 月 廿 三 日	同 七 年 二 月 廿 八 日	酒 井						
同 五 年 三 月	同 七 年 三 月	佐 藤 熊 市						
同 五 年 五 月 五 日	同 七 年 二 月 廿 八 日	伊 藤						
同 五 年 六 月 三 日	同 七 年 二 月 廿 八 日	大 塚						
昭和三年二月廿九日								
同 十三 年 七 月 十五 日	同 三 年 五 月 三十 日							
昭 和 二 年 四 月 一 日	同 五 年 五 月 三十 日	前 田 海 之 助	古 池 彌 三 郎	社 本 庫 一 郎				
同 三 年 二 月 廿 九 日	同 四 年 四 月 十一 日	大 森	大 森 濱 次 郎	丹 羽 範 治	藤 田 源 太 郎			
	同 五 年 三 月 廿 八 日	丹 羽	丹 羽 吉 太 郎	伊 藤	亮	大 塚	多 賀	
	同 五 年 四 月 三十 日	藤 田	水 野 住 五 郎	酒 井	覺 朗			

萱山多賀一 前田宮之丞 伊藤秀也

同 四 十 三 年 十一 月 一 日	大 正 五 年 一 月 十九 日	鈴 木 芳 太 郎	江 口 嘉 一 郎	近 藤 綱 十 郎	前 田 繁 夫	仙 田 半 兵 衛
同 五 年 二 月 十九 日	同 九 年 二 月 十八 日	真 野 悦 次 郎	村 上 進 一			
同 六 年 二 月 十二 日	同 九 年 二 月 十六 日	模 田 吉 太 郎	吉 田 喜 右 門	丹 羽 吉 五 郎	藤 田 源 太 郎	
同 八 年 十一 月 五 日	同 九 年 二 月 十八 日	松 山 演 吉	長 谷 川 義 次			
同 九 年 三 月 一 日	同 (小川、社本、丹羽) 十年三月三十一日	舟 橋 芳 太 郎	小 川 鏡 太 郎	篠 山 省 太 郎	丹 羽 金 重	
同 十 四 年 四 月 一 日	同 十 一 年 九 月	舟 橋 芳 太 郎	藤 田 源 太 郎(補欠)	近 藤 彌 十 郎	社 本 吉 太 郎	
同 十二 年 三 月 三 十一 日	同 十 二 年 八 月	丹 羽 金 重	山 田 健 壽(補欠)	丹 羽 金 重	古 池 彌 三 郎	
同 十三 年 二 月	同 十 三 年 五 月 廿 五 日	近 藤 泰 一	宇 野 昌 伍(補欠)			
同 十三 年 八 月 廿 五 日	同 二 年 四 月 一 日	水 野 住 五 郎	石 田 貞 二			

學級編成並に在籍兒童數表

明治四十年度	年 次	尋常科		高等科	
		男	女	男	女
四四	一四	等	等	等	等
七	五	高	高	高	高

一、創立以來の卒業生

大正元年度	年 次	尋常科		高等科	
		男	女	男	女
九四、三七	七九、七〇	五九、一一	八九、二二	九四、八九	九八、二六
九六、五三	九八、〇五	八九、二二	九一、九九	九五、五五	九七、八八
九九、一五	九九、一五	九八、四四	九八、四四	九五、七六	九八、〇三

一、兒童出席狀況

昭和七年度	年 次	尋常科		高等科	
		男	女	男	女
七三〇	一九四	七四八	一八二	五六七	○
一九四	五三四	○	七二八	二	二
九九、七二	九九、七二	九九、四九	一〇〇、〇〇	四	二
九九、一五	九九、一五	九九、七三	九九、七三	二	二

大正十一年度	年 次	尋常科		高等科	
		男	女	男	女
七〇三	一三六	七五二	一六七	五八一	○
五六二	五六一	一三六	五六二	○	七四八
六九七	六九七	六九七	六九七	一	一
四	四	四	四	二	二
二	二	二	二	三	三
六	六	六	六	九五、四七	九五、六〇
九九、一五	九九、一五	九九、一五	九九、一五	一〇	九八、六一

就學率	就學率	就學率		就學率		就學率		就學率	
		就學率							
一五									
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
一〇									
九八、六一									

現在學校狀況

一、敷地坪數 二五〇四坪

二、通學區域 小口、余野、外坪、河北

三、職員數 二〇人 本正(男)一
高等科 男 六六 女 三八 計一〇四

尋正男四

專正(男)

女一

代用男一

四、兒童數及學級數

尋常科 男 三四三 女 三四四 計六七六

學級數 一五

五、學齡兒童就學成績

尋常科

高等科

第三項 實業補習學校

御真影勅譜謄本

明治四十年五月一日舊小口尋常小學校に下賜せられたる勅語謄本を轉載す。

- 明治四十三年四月十九日兩陛下御真影を奉戴す。全日本で拜戴式を舉行す。

一、大正四年十月二十七日天皇陛下御真影を拜戴す。

一、大正五年十二月二十七日皇后陛下御真影を拜戴す。

一、昭和三年十月二日兩陛下御真影を拜戴す。全日直ちに拜戴式を舉行す。

一、昭和六年一月二十六日兩陛下御真影を奉還す。

一、昭和六年一月二十八日兩陛下御真影を拜戴す。

明治四十三年	度	大正元年	度	大正二年	度	大正三年	度	大正四年	度	大正五年	度	大正六年	度	大正七年	度	大正八年	度	大正九年	度	大正十年	度	明治四十四年	度	
二	四	三	一	二	三	一	三	三	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
六	四	六	五	五	〇	一	四	五	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
同	同	同	同	同	同	昭	和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	十二年	十一年	
七	六	五	四	三	二	年	度	十五	年	度	十四	年	度	十三	年	度	十四	年	度	十五	年	度	十六	年
年	年	年	年	年	年	年	度	年	年	度	年	年	度	年	年	度	年	年	度	年	年	度	年	度
八	一	四	七	九	六	九	九	五	五	七	八	一	四	三	八	八	五	九	六	〇	一	四	二	四

費の如きも定つたものもなく甚だ不完全なものであつた。次いで町村費の補助を受け、小學校に併置せられ、小學校長が會長となり訓導の教授を受ける様になつて一段の向上を見るに至つた。

大口村立大口第一、第二農業補習學校として大正八年十二月九日認可せられ、大口第一、第二尋常高等小學校に附設された。教授期節は毎年十月から翌年三月迄の六ヶ月、教授時間は毎週三夜毎夜二時間で、入學程度は尋常小學校卒業若くは之と同等以上の學力ある者に入學を許した。學科目は修身、國語、數學、農業の四科目で、修業年限は尋常小學校卒業生は五ヶ年、高等小學校卒業生は三ヶ年とし、小學校長は補習學校長を兼任し、訓導中から兼任訓導を選任して授業をした。

大正十一年三月文部省では實業補習教育の内容改善を圖るため、學科課程を定め、小學校と併設されることを各地方長官に通牒して來たところから、大正十三年三月本縣に於ても、實業補習學校施設標準を發せられ、これに依つて學則を變更し、前期後期に分ち、尋常科卒業生を前期第一學年に、高等科卒業生を後期第一學年に入学せしめ、修業年限を前期二ヶ年、後期三ヶ年とした。學則變更と共にその名稱より大口村立の文字を削除した。

學科は前期に於ては小學校教育の學力補習を目的とし、後期に於ては公民的訓練を主とすると共に實業科目を重視して學科目も公民科を教授することとなつた。從つて教師の数も増し一般家庭の理解と後援とを得、内容の充實と共に生徒の出席、學習狀態も著しく向上して來た。

大正十五年十一月青年訓練所の創設により、學則の一部を變更し、新に地理、歴史、理科の學科目を増加した。現行

の學則は左の通りである。

大口第一、第二農業補習學校學則

第一條 本校へ農業補習學校規程第一條ノ本旨ニ基キ農業ニ從事スル者ニ對シ農業ニ關スル知識技能ヲ授ケルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 本校ハ大口第一（第二）農業補習學校ト稱シ大口第一（第二）尋常高等小學校ニ併置ス

第三條 本校ノ修業年限ハ前期二ヶ年後期三ヶ年トシ別ニ研究科ヲ置ク

第四條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ了ル之ヲ別チテ左ノ三學期トス

第一學期 自四月一日至八月三十一日 第二學期 自九月一日至十二月三十一日

第三學期 自翌年一月一日至三月三十一日

第五條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、祝日 大祭日 二、日曜日 三、冬季休業自十二月二十五日至翌年一月七日

四、學年末休業自三月二十五日至三月三十一日 五、農繁休業自五月一日至九月三十日

第六條 本校一學年間教授時數ハ前期學年二百時以上後期學年百九十七時以上トス

第七條 學科課程及每週教授時數左ノ如シ

308

		前		期				後		期	
		一 年	二 年	一 年	二 年			一 年	二 年	一 年	二 年
國語	普通文ノ講讀	三	同	上	上	三	同	上	二	修業公民及公	修業公民及公
數學	作文程一時 整・小・分數・比 例・步合算	四	同	上	上	四	同	上	二	同	同
地理											
歷史											
理科											
農業	作物・蔬菜・病 蟲害	二	同	上	二	家畜 肥料	生 物	自然科學・衛 生	○、五	世界地理	○、五
						●農具	●土壤	○、五	○、五	○、五	○、五
						三、五	養蠶・果樹	○、五	○、五	○、五	○、五
							化學	○、五	○、五	○、五	○、五
								經濟・法規	○、五	○、五	○、五

第八條 本校ノ教授日ハ毎週四夜トシ別ニ一年ヲ通シテ毎月二回晝間召集ヲナシ實習ヲ課スルモノトス

第九條 本校ノ前期ニ入學スルコトヲ得ルモノハ、尋常小學校卒業者又ハ之ニ準スヘキモノトシ、後期ニ入學スルコトヲ得ルモノハ、前期ノ課程ヲ卒ヘタルモノ及ヒ高等小學校卒業者又ハ之ニ準スヘキモノトシ、研究科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、後期卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノトス。

第十條 入學ハ四月トシ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十一條 退學セントスルモノハ其事由ヲ具シ學校長ニ願出ツヘシ

第十二條 學校長ハ性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノニ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 學年ノ終リニ於テ平素ノ成績ヲ考查シテ各學年ノ課程ヲ修了及全科ノ卒業ヲ認定ス

第十四條 卒業者ニハ左ノ書式ニ依リ卒業證書ヲ授與ス

校印	卒業證書	氏名	生年月日
右者補習學校ノ課程ヲ卒業セシ	コトヲ證ス	愛知縣丹羽郡大口第一・二農業補習學校長氏名	校長
年月日			

第十五條 研究科生ニ對シテハ生徒ノ志望ニ依リ後期學科目中一科目若クハ數科目ニ付學習セシムルモノトス

第十六條 授業料ハ之ヲ徵收セス

第十七條 生徒心得其他ノ細目ハ別ニ學校長之ヲ定ム

創立以來ノ職員

一、大口第一農業補習學校

年 度	生 徒 數	卒 業 生 徒 數	出 席 步 合
大正八年度	一一三	一〇九	一九一
大正九年度	一一〇	一〇五	二六三
大正十一年度	一一一	一〇五	二五五
大正十二年度	一一二	一〇五	二四五
大正十三年度	一一三	一〇五	二六六
大正十四年度	一一四	一〇五	二七四
大正十五年度	一一五	一〇五	二九四

累年生徒在籍數
卒業生徒數
生徒出席率合計

同	十五年三月廿一日		
同	昭和二年四月一日		
同	六年五月廿日		
		同	六年三月廿日
			五
			年
助教	教諭	教諭兼校長	教諭
教諭	前川	井上	今枝
鈴木	敏	源	親夫
敏	二	善	

昭和六年二月廿四日	大正八年十二月十五日	補習學校開校式舉行
昭和四年一月廿日	大正九年十月三十日	御勅語下賜三十年記念式舉行
昭和五年十月三十日	大正十年四月一日	補習學校令改正 訓導の名稱を實業學校同様教諭、助教諭と改稱す
昭和六年一月廿八日	大正十三年十二月廿二日	學則變更申請
昭和二年十一月廿日	大正十四年三月廿七日	學則變更認可 丹羽郡大口第一農業補習學校と改稱
昭和二年一月十日	大正十五年十一月十二日	學則一部變更申請
昭和二年十一月十四日	天皇陛下を大山に奉送迎申上ぐ	天皇陛下特別大演習の爲、名古屋市に行幸、生徒代表八名校長及擔任教諭引率名古屋北練兵場に於ける御親閱式に參列
昭和二年十一月廿日	郡農會縣技手佐藤慶一氏「稻作の肥料」の講話を聽く	御勅語下賜四十週年紀念式に參列
昭和六年二月廿四日	御真影奉戴式に參列拜賀す	廿四日より三月一日迄後期三年及研究科十四名、教師引率東京靜岡方面農視

年 月 日	記	事
大正八年十一月十日	補習學校設立申請	
大正八年十二月九日	補習學校設立認可 大口第一尋常高等小學校に併置	丹羽郡大口村立大口第一農業補習學校と稱す
二 二	二 五	二 四
七 年 度	六 四 (同)	七 九 (元年)
		八 六 (研究科モ含ム)
		七 九 (同)
		八 三 (同)
		七 五 (同)
		七 三 (同)
		六 四 (同)
		五 五
		四 九
		三 九
		二 九
		一 八
		九 二・二 九
		九 四・一 二
		九 三・三 一
		八 五・八 一
		九 一・五 八

主 要 記 事

察並に東京見學をなす

昭和六年十月廿一日 興農會主催のもとに安城、西尾方面へ自轉車にて農事視察旅行をなす

昭和八年一月卅日 興農會主催の稻澤農學校教諭林英夫氏よりトマト栽培につき講話をきく

大口興農會

昭和四年四月より大口第一農業補習學校生徒及卒業生、村内一般篤農者を以て農事の研究懇談をなし、會員相互の親睦をはかると共に、農業の改良發達を計るを目的として一人一種目研究會が組織されて來たが、昭和六年九月會則を制定して、大口興農會と改稱して左記會則により着々と實行成果をあげることになった。

大口興農會々則

第一條 本會ハ大口興農會ト稱シ本部ヲ大口第一農業補習學校内ニ置ク

第二條 本會ノ目的ハ會員相互ノ連絡ヲ圖り、親睦ヲ厚クシ實務ニ關スル事項ヲ研究シ、以テ本村農業ノ改良發達ヲ計リ興村隆盛ヲ期スルニアリ

第三條 本會ハ大口第一農業補習學校在學生及本村在住ノ有志者ヲ以テ組織ス

第四條 本會ハ各部落ニ支部ヲ置ク

第五條 本會ハ贊助員トシテ大口第一農業補習學校職員ヲ推ス

第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

顧問 若干名 會長 一名 副會長 一名 理事 三名 幹事 若干名

第七條 本會ノ顧問ハ本村農會關係者及本會ノ趣旨ニ贊同スル篤農家ヲ推薦ス。會長ハ大口第一農業補習學校長トシ副會長ハ同校主任教諭トシ理事ハ會長之下依囑シ幹事ハ各々支部會員中ヨリ推薦ス。但シ理事ノ任期ハ二ヶ年幹事ノ任期ハ一ヶ年トス

第八條 會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス、理事ハ會務會計ヲ處理シ幹事ハ本會ノ雜務ヲナス

第九條 本會ノ第二條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、實務ノ研究及懇談ノ開催 二、農業經營改善事項ノ實行 三、研究圃ノ設置經營

四、講習講話會ノ開催 五、視察見學旅行ノ實施 六、農會及農事改良諸團體ノ事務ノ援助

七、需要品ノ共同購入及生産物ノ販賣斡旋 八、生活改善ニ關スル事務ノ勵行 九、農業ニ關スル書類

ノ廻覽閱讀 十、其他必要ト認ムル事項

第十條 本會ハ右ノ事業ヲナスタメニ左ノ會合ヲ開催ス

就職年月日	轉退職年月日	勤続年月數	職名	氏名
大正八年十二月廿五日	大正十二年三月廿一日	三年四ヶ月	訓導兼校長	伊藤幸次郎
同 八年十二月廿五日	同 十年七月廿五日	一年八ヶ月	訓導	石田貞二
同 八年十二月廿五日	同 九年十月十五日	十一ヶ月	訓導	社本基憲
同 八年十二月廿五日	同 九年十二月十日	一ヶ月	助教	梅村馨
同 八年十二月廿五日	同 十年三月卅一日	一年四ヶ月	助教	今枝眞一
同 十年十二月十日	同 十二年三月廿一日	一年四ヶ月	助教	近藤正直
同 十年十二月十日	同 二年四ヶ月	二年四ヶ月	助教	藤田建
同 十一年十二月十日	同 十二年三月卅一日	四ヶ月	助教	鈴井孝

究、自給肥料の多施、深耕等各真剣に研究努力して居る。

二、大口第二農業補習學校

學校沿革及學則は大口第一農業補習學校と全じである故に之は省記する。

創立以來の職員

一、總會 每年四月(幹事ノ改選會計、會務報告、事業計劃協議研究發表)定期總會ヲ開催ス
會長ニ於テ必要ト認メタル場合又ハ農閑期ニ於テ懇談會ヲ兼テ總會ヲ開クコトヲ得

816

二、役員會 隔月一回以上(協議及事業ノ研究懇談)

三、支部會 時ニヨリ各支部毎ニナスコトアリ

第十一條 本會ノ經費ノ負擔及一人一種目以上ノ研究ヲナスノ義務アルモノトス

第十二條 本會ノ經費ハ本會員ノ醸出及寄附金其他補助金ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 本會員ハ會費トシテ入會ノ際金拾錢及必要ニ應シ納付スルモノトス

第十四條 會費ハ各支部幹事ニ於テ徵收取纏ヲナシ醸出スルモノトス

第十五條 會員ニ於テソノ義務ノ遂行ヲ怠リタルモノ及ヒ本會ノ面目ヲ汚スノ行爲アリタルモノハ會長之ヲ除名スルコトアルヘシ

第十六條 本會々則ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意ニヨリ總會ノ決議ヲ得テ變更スルコトヲ得

(昭和六年九月)

右事業中特に稻作多收穫に意を用ひ、昭和七年稻作多收穫競技會には坪刈の結果三石九斗八升を得たものがある。各支部別平均收量の高きものに授賞をなすと共に、個人に於ても同一研究田に於て三ヶ月中增收率の最も高きものに授賞するの方針で、一般農家(實行組合)に比し成績極めて良好である。其他農事の観察旅行、講演會の開催水田裏作の研

大正八年十二月九日	從來の夜學制度を廢し、補習學校令に依る補習學校設立申請を行ひ授業を開始することとした。
大正八年十二月廿五日	學校設立認可指令を受け大口第二尋常高等小學校に併置する
大正十年四月一日	學校長伊藤幸次郎氏外訓導四氏兼任發令さる
大正十二年二月廿三日	補習學校令改正に依り、訓導の名稱を廢し公立實業學校と同様教諭、助教諭と改稱す
大正十三年三月廿七日	學則一部變更申請
大正十五年十一月十二日	青年訓練所設立に伴ひ學則一部變更申請
昭和二年一月十日	學則一部變更認可
昭和二年十一月四日	陸軍特別大演習のため 天皇陛下 名古屋に行幸 北練兵場に於て御親閱式を行はせらるるにより生徒職員代表受閱部隊に參加す
昭和三年三月廿八日	四縣下聯合副業共進會見學のため、三河安城町に旅行をなす
昭和三年八月	本村農會主催第二回生徒兒童育雛競技會に生徒一同參加

大口農事研究會

同	同	同	同	同	同	昭	和	同	同	同	同	同	同	十一 年 度
七	六	五	四	三	二	一	〇	七	六	五	四	三	二	十 二 年 度
年	年	年	年	年	年	度	度	年	度	年	度	年	度	十 三 年 度
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	十 四 年 度
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十 年 度
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	二 十 一 年 度
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二 十 二 年 度
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	二 十 三 年 度
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	二 十 四 年 度
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二 十 五 年 度
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二 十 六 年 度
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	二 十 七 年 度
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二 十 八 年 度
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	二 十 九 年 度
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	三十 年 度

昭和三年十一月十日

昭和四年

昭和五十二年三月

昭和六年四月十二日

昭和七年一月十二日

青年團とも成るべく連繫をなす
教育勅語頒發四十週年記念青年訓練所々旗樹立式行はるゝに付生徒一同參列す
本校在校生及卒業生を以て大口農事研究會を組織し農事の研究改善に資すること
とした
とす

癸年生徒在籍數

して、各種の事業を行つて來た。同年八月會の名稱を大口農事研究會と改め左記會則によつて、大いに努め着々其の事績を擧ぐる様になつた。

大口農事研究會々則

第一條 本會ハ大口農事研究會ト稱シ大口第二農業補習學校内ニ事務所ヲ置ク

第二條 本會ノ目的ハ會員相互ノ親睦ト修養ヲ計リ、農事ニ關スル研究調査ヲ行ヒ、本村農事ノ改良發達ヲ期スルニアリ

第三條 本會ハ大口第二農業補習學校在校生及卒業生ノ有志ヲ以テ組織ス

第四條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

顧問 若干名 會長 一名 副會長 一名 理事 若干名

第五條 顧問、會長、副會長ハ本會ヨリ推薦シ任期ヲ定メス、理事ハ會員互選トシ任期ハ一ヶ年トス

第六條 會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス、理事ハ互選ニ依リ記錄係、會計係事業係、圖書係ヲ定メ會ノ事務ヲ處理ス

第七條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、會員相互ノ研究發表

二、研究團ノ設置經營

三、農事ニ關スル視察見學

四、農事ニ關スル

圖書ノ共同購讀 五、採種田ノ經營、生產物ノ販賣耕旋需要品ノ共同購入 六、更生ノ發行其他必要
事項

第八條 本會ハ右ノ事業ヲ行フ爲メ毎月二回以上例會ヲ開催ス

第九條 本會ノ經費ハ會員ノ醵出共同事業ノ收益及寄附金補助金ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 本會員ハ入會金及會費トシテ毎月十錢ヲ納入スル義務ヲ有ス

第十一條 會員ニシテ其義務ヲ怠リ、會員ノ体面ヲ汚スノ行爲アリタル場合ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトアル
ヘシ

第十二條 本會々則ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意ニヨリ變改スルコトヲ得

本會の事業概要

一、例會 每月二回以上 事務所ニ於テ開催リ會員研究發表打合セ

二、研究團 (水田)會員二畝步以上宛 採種田 各字二畝步宛

三、圖書廻覽 (月刊モノノミ) 農業世界 新農報 園藝 安城農報 糶業新報 流芳 其他單行モノ

四、「更生」 (會員ノ研究發表綴)

五、視察見學

年	月	視察見學地	視察目的
昭和六年四月		安城農事試驗場	苗代、藁臺、肥料
昭和六年九月		東濃地方、加茂郡、可兒郡	葡萄、アスバラガス、農業經營
昭和七年二月		岐阜高農、○農場	養雞、高農々場
昭和七年四月		知多郡地方	白菜採種組合、馬鈴薯、葱頭栽培
昭和七年九月		安城農事試驗場、板倉農場	農業經營、稻作、藁臺
昭和八年四月		尾張地方、中島、西春兩郡	清洲試驗場、蔬菜促成栽培、養雞試驗場
昭和八年九月		瀬戸、三河地方、種畜場、西加茂開耕地	瀬戸市物市場、舉母猿投地方、種畜場、養雞試驗場

昭和七年四月本會員を以て同志農事改良實行組合を組織し、村内實行組合に伍して、各種の事業を率先實行するに努めてゐる。毎年補習學校主催稻作多收穫競技會に加はり、稻作の增收に力める外、水田裏作の研究、蔬菜促成、自給肥料の研究、養雞、養蠶、養豚、養蜂等各部を設け研究に努力してゐる。

第二節 社會教育

第一項 青年訓練所

日清日露兩役の後には青年の活動が旺盛となつて青年會を組織し、次第に發達して自治的活動の期に入つたが、歐洲大戰の結果歐洲各國は青少年の訓練を重視し、競つてボーリスカウトの組織並に活動を獎勵したので、我國に於ても單に青年團としての活動のみならず、一層公民的訓練を施すために青年訓練所を創設されることになつた。大正十五年四月廿日勅令第七〇號を以て發布された青年訓練所令によつて、全年七月一日全國一齊に開所された。

青年訓練所令（大正十五年七月一日勅令第七〇號）

- 第一條 青年訓練所ハ青年ノ心身ヲ鍛練シテ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 青年訓練所ニ於テ訓練ヲ受クルコトヲ得ルモノハ概不十六才ヨリ二十才迄ノ男子トス
- 第三條 市町村學校組合及町村學校組合ハ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 私人ハ文部大臣ノ定ムル所ニヨリ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 青年訓練所ノ訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通科、職業科トス

普通科及職業科ノ科目ハ文部大臣之ヲ定ム 特別ノ事情アル者ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ訓練項目ノ一部ヲ課セサルコトヲ得

- 第六條 青年訓練所ニ主事及指導員ヲ置ク
- 第七條 青年訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クルモノヨリ費用ヲ徵收スルコトヲ得ス 但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合